

ディスクロージャー誌
JAみなみ魚沼 2020
(2020. 02 現在)

みなみ魚沼農業協同組合



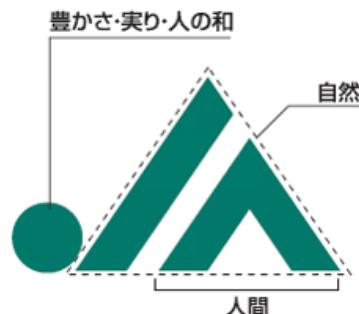
J Aみなみ魚沼のプロフィール

◇設立	平成31年3月	◇組合員数	15,526人
◇本店所在地	南魚沼市	◇役員数	31人
◇出資金	20億円	◇職員数	555人
◇総資産	1,355億円	◇施設数	64
◇単体自己資本比率	24.79%		(令和2年2月末現在)

【JAマーク】

「JA」とは…

Japan Agricultural Cooperatives の略称で、すなわち「農業協同組合」の愛称です。



農業協同組合としての原点
(協同組織、農業・地域への貢献)を表しています。

金融システムの一員として、他の金融機関に引けをとらない総合金融サービス(貯金、ローン、決済等のフルバンキング機能)を提供することを表します。

J A 約 領

～わたしたちJAのめざすもの～

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境、文化、福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

※ 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスカウントカードです。

※ 記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示していますので、合計と一致しない場合があります。

目次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和元年度）	4
5. 農業振興活動	12
6. 地域貢献情報	13
7. リスク管理の状況	15
8. 自己資本の状況	26
9. 主な事業の内容	27

経営資料

I 決算の状況	38
1. 貸借対照表	38
2. 損益計算書	40
3. キヤッッシュ・フロー計算書	42
4. 注記表	44
5. 剰余金処分計算書	58
6. 部門別損益計算書	60
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	61
II 損益の状況	62
1. 最近の事業年度の主要な経営指標	62
2. 利益総括表	62
3. 資金運用収支の内訳	63
4. 受取・支払利息の増減額	63
III 事業の概況	64
1. 信用事業	64
(1) 廉金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	

(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	72
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	74
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 利用事業取扱実績	
(6) 加工事業取扱実績	
(7) 農地利用集積円滑化事業取扱実績	
(8) その他事業取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	77
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
(2) 福祉事業取扱実績	
5. 指導事業	77

IV 経営諸指標	78
1. 利益率	78
2. 貯貸率・貯証率	78
3. 職員一人当たり指標	78
4. 一店舗当たり指標	78
V 自己資本の充実の状況	79
1. 自己資本の構成に関する事項	79
2. 自己資本の充実度に関する事項	82
3. 信用リスクに関する事項	83
4. 信用リスク削減手法に関する事項	87
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	89
6. 証券化エクスボージャーに関する事項	89
7. 出資その他これに類するエクスボージャーに関する事項	89
8. リスク・ウェットのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項	91
9. 金利リスクに関する事項	91
VI 連結情報	93
1. グループの事業系統図	93
2. 子会社等の状況	93
3. 連結事業概況	94
J Aみなみ魚沼役員等の報酬体系	
1. 役員	95
2. 職員等	96
3. その他	96
J Aみなみ魚沼の概要	
1. 機構図	97
2. 役員構成（役員一覧）	98
3. 組合員数	98
4. 組合員組織の状況	99
5. 特定信用事業代理業者の状況	100
6. 地区一覧	100
7. 沿革・あゆみ	100
8. 店舗等のご案内	100
法定開示項目掲載ページ一覧	103

ごあいさつ



代表理事組合長 井口 啓一

日頃より、みなみ魚沼農業協同組合（JAみなみ魚沼）に対して格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当組合の令和元年度の業績や活動内容をまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧いただき、当組合へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、農業・JAを取り巻く環境は、管内の基幹産業である農業の生産基盤の根幹を成す生産者の高齢化や長引くマイナス金利政策などにより、地方では景気回復の実感もなく、一層厳しさを増しております。加えて、新型コロナウィルスの感染拡大による社会的な不安や、経済的なリスクも増しており、不透明な時代となっております。このような情勢の中ではありますが、管内農畜産物の安定生産・安定供給は組合員とJAにとって重要な社会的使命のひとつでありますので、組合員・関係機関・JAの協同の力と結集力でこの難局を着実に乗り越えなければなりません。

このような状況のもと、今後も「農業者の所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を3つの柱に、組合員と役職員が一丸となって不断の創造的自己改革を推し進め、組合員や南魚沼地域の営農と生活を守り、将来にわたり持続可能な農業・地域社会を構築していくことが当組合の最大の使命であり、将来にわたくて地域農業を発展させ、農業を架け橋として社会に貢献する悦びを感じながら実りある農業の実践に向けて、盤石な経営基盤を確立してまいります。

結びになりますが、組合員をはじめ地域の皆さまからの期待と信頼に応えるよう取り組んでまいりますので、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

1. 経営理念

南魚沼の豊かな自然環境と共生し、日本一美味しい農畜産物の供給、基幹産業として魅力ある農業の確立、協同の力の結集を通じて、組合員と地域社会の発展に貢献します。

2. 経営方針（JA基本戦略・自己改革）

組合員の皆さんと共に「組合員・地域とともに歩み、農業の未来を拓く『みなみ魚沼』」というスローガンのもと、農業・暮らし・経営の基本戦略を策定し、JAの総合力を発揮しながら組合員の営農と生活のため、将来にわたって発展する地域農業の確立と農業所得の向上に取り組み、「農」を中心とした豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

《JA基本戦略》

J Aの主役である組合員と南魚沼地域とともに「協同の力」の結集を図り、「農業」「暮らし」「組織」「経営」の各戦略を展開し、創造的自己改革の着実な実践を通じて、南魚沼の農業と地域に根ざした組織としての地域社会の発展に誠実に取り組んで参ります。

1) JA農業戦略

基幹産業として夢ある農業を展開し、「担い手経営体」や「多様な担い手」との積極的な対話による生産基盤の強化と「南魚沼ブランド」を活かした戦略的な販売活動に取り組みます。

2) JA地域暮らし戦略

地域に根ざした総合事業機能により、「食」と「農」を基軸とした協同組合活動を展開し、人と人との繋がりを大切に健康で豊かに暮らしがやすい地域環境構築に取り組みます。

3) JA組織戦略

農家組合・生産組織・女性部・青年部等や多様な正組合員及び地域を支える協同の仲間である准組合員の提案・提言を反映するJA運営により、組織基盤の強化に取り組みます。

4) JA経営戦略

経営資源の効率的・効果的運用、総合リスク管理態勢のもと、健全な財務体制を構築し、信頼され持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組みます。

《自己改革》

役員トップセールスをはじめとした積極的な営業展開やA S I A G A P認証による安全・安心の提供、そして精米H A C C P取得と環境に配慮した精米施設のフル活用による品質管理を行い、南魚沼ブランドの更なる商品価値を高めた安定販売に取り組みます。

また、西瓜・菌茸類・花卉を中心とした重点品目の生産拡大と更なる産地形成やミニトマト・カリフラワー・ズッキーニの普及拡大を推進することで、魅力的で活気の溢れる園芸産地を確立します。

さらに、自己改革工程表に基づく各種施策を通じて「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」を通じ、「地域の活性化」の実現を目指すとともに、組合員や地域の営農と生活を守り、将来にわたり持続可能な農業・地域の構築に取り組みます。

[JAみなみ魚沼自己改革工程表の実践（令和2年度）]

「農業者の所得増大」に向けた取り組み		年次別目標値 2年目（令和2年度）
項目	1 販売品販売高 (農畜産物全品目の合計額) 成果目標（令和3年度）：78億円	◎目標：77億円
	2 主食用米（コシヒカリ）の独自販売比率 成果目標（令和3年度）：91%	◎目標：91%
	3 精米販売量 成果目標（令和3年度）：46,000俵	◎目標：44,500俵
	4 園芸品目等販売高 (青果物・菌草類・畜産品・その他) 成果目標（令和3年度）：26.6億円	◎目標：26.5億円
	5 農畜産物直売所 売上高 「四季味わい館」「あぐりばーく八色」 成果目標（令和3年度）：5.8億円	◎目標：5.5億円
「農業生産の拡大」に向けた取り組み		年次別目標値 2年目（令和2年度）
項目	1 米集荷量 成果目標（令和3年度）：242,000俵	◎目標：240,000俵
	2 カントリーエレベーター稼働率 成果目標（令和3年度）：76%	◎目標：74%
	3 主食用コシヒカリ1等米比率 (カントリー・個袋合計) 成果目標（令和3年度）：95%	◎目標：95%
	4 園芸品目作付面積（露地野菜） 成果目標（令和3年度）：110.0ha	◎目標：108.5ha
	5 農畜産物直売所 出荷者数 「四季味わい館」「あぐりばーく八色」 成果目標（令和3年度）：500名	◎目標：480名

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務を執行しています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員各層の意思反映を行うため、女性理事枠を設けて選出を行っております。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和元年度）

組合員の皆さま方のご理解とご協力により、昨年3月1日にしおざわ農業協同組合と魚沼みなみ農業協同組合が合併し新たに「みなみ魚沼農業協同組合」としてスタートし、政府の定めた農協改革集中推進期間が昨年5月末でひとつの区切りを迎える間、JAグループでは「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に創造的自己改革を進めてまいりました。

また、政府・与党等の動向としましては、JAグループの自己改革は進展と一定の評価をしつつも、農業者所得向上に向けた取り組みの継続・強化に加え、地域農業を支える農協経営の持続性の確保が課題との認識が示されております。当JAとしましても、更なる創造的自己改革の加速と目に見える成果の実現に向けて取り組まなければなりません。

さて、管内農業生産現場に目を向けると、稻作生産では産地が一体となり、県や魚沼米対策協議会などと基本技術の徹底に取り組んだ生産者の努力が実り、食味ランキングで「特A」へ復帰と明るく、生産意欲の湧く話題から始まりました。また、管内の令和元年産米については、全体の集荷量は23万2千俵と前年を上回る結果となりました。

しかし、品質面では8月の猛暑に加え、台風10号に伴うフェーン現象の影響を大きく受け、コシヒカリの1等米比率は24.7%（カントリー除く）となり、過去にない低迷となりました。

また、販売面では、品質低下に見舞われたものの、精米施設でのHACCP認定の取得を契機に、安全・安心な管理体制を深化させるとともに、合併によるスケールメリットやトップセールスをはじめとする積極的な営業展開と取引先との連携により、計画的・安定的な販売強化による生産者手取りの最大化に取り組みました。

次に、園芸生産においては、合併により、八色しいたけやエノキダケ、シメジなどの菌茸類、八色西瓜、ズッキーニや切り花などの多様な品目を出荷・販売をすることができました。なお、今後も農地フル活用による稻作と園芸の効率的な栽培体系の確立を目指すとともに、各品目の栽培面積の拡大や養液土耕栽培技術などの更なる普及、行政や関係機関と連携した新規品目の提案に取り組んでまいります。

農畜産物直売所「あぐりぱーく八色」と「四季味わい館」では、売り場面積の確保や冬期間の品揃えなどの課題がある中でも、出荷者数は468名と着実に伸びており、地産地消及び食農教育の拠点として、地域に根ざした運営を展開しております。

JA経営全般に目を向けると、厳しい環境の中ではありましたが、組合員の皆さまや関係各位のご理解とご協力により、計画対比130.4%の事業利益を確保することができましたことに深く感謝申し上げます。

南魚沼地域の農業振興・地域発展とJA経営基盤の強化を図るために、引き続き、組合員の皆さまのご支援とご理解をお願い申し上げ、以下、各部門の事業概況についてご報告申し上げます。

1. 指導事業

1) 営農指導事業

「夢ある農業」の実現に向けて、認定農業者や法人組織等の「担い手経営体」と、地域を支える「多様な担い手」を支援するため、新たなTAC（地域農業の担い手生産者に日々出向き、その担い手の声や要望を収集しJAに繋ぐ業務）活動体制の再整備に取り組み、部門間連携の構築を図りました。

新規園芸品目導入生産者への栽培支援及び、農畜産物直売所出荷者向け栽培研修会を開催し、園芸品目の販売高拡大に取り組みました。

認定農業者への農地集積は、53%と前年度より4%増加し、担い手への農地集積は進んでいる反面、生産者の高齢化による離農が進んでおり、今後の担い手対策の早急な検討が必要となっています。

2) 稲作指導事業

令和元年産米は、コシヒカリの1等米比率95%を目指し、関係機関や稻作リーダーと連携し高品質・良食味米の生産指導に重点的に取り組みました。

また、メール配信や圃場情報看板、あぜみちの紙面充実により適宜情報提供を行いました。

作況指数は、全国で99、新潟県は100、魚沼地域は101の平年並みとなりましたが、登熟期前後の異常高温と台風10号のフェーン現象等により白未熟粒が多発生し、コシヒカリの1等米比率は過去最低となり課題を残す年となりました。

3) 園芸畜産指導事業

園芸では育苗指導や圃場巡回、栽培指導会など生産指導を進めカリフラワー、ズッキーニ、養液土耕ミニトマトを中心に新規栽培者の確保と生産拡大及び品質向上に努めました。農畜産物直売所では栽培カレンダーの発行、生産者指導会の開催等により品揃え確保に取り組みました。四季味わい館の登録生産者は180名、あぐりぱーく八色は288名となりました。

畜産では家畜診療所と連携し、定期的な巡回指導を行いました。

4) 生活指導事業

南魚沼地域の「食と農」を次世代に伝えていくための活動として、女性部や関係機関と連携し、幅広い世代から料理教室「八色キッチン」や、「郷土料理講習会」に参加していただきました。

また、JAファンづくり活動として女性大学「みなみ」や、小学生を対象とした「あぐりスクール」の開講、「夏休み子ども料理教室」を開催しました。

2. 販売・保管事業

1) 米穀販売・保管事業

①米穀販売事業

集荷数量は計画比97.6%の232,190俵(CE歩留り見込み含む)となり、需要に基づく南魚沼産米の生産と戦略的な販売拡大に取り組みました。

また、品質は異常高温等の影響による大幅な品質低下を受け、主食用コシヒカリの1等米比率は24.7%と大きく低下しました。

品質低下により全量販売が危惧されましたが、取引先から一定の理解と評価をうけ、全量結び付きが完了したことから仮渡金の改定を早期に実施することが出来ました。

②保管事業

H A C C Pに対応した倉庫環境整備を実施し、安全衛生意識の向上を図り南魚沼米の信頼確保に努めました。また、大崎倉庫の検査業務を浦佐倉庫に集約し業務の効率化を図りました。

③農産物検査業務

全検査場所の分析機器を更新するとともに、研修会や鑑定会を年間15回開催し検査技術の向上を図りました。また、複数人体制検査の整備や指導検査員の倉庫間巡回指導を実施し、程度統一に努めました。

2) 園芸畜産販売事業・直売所

園芸品目全般で市場巡回や宣伝会を積極的に行い、販売力の強化に努めました。八色西瓜は順調に生育しましたが、梅雨明けの遅れによる販売苦戦もあり計画には届きませんでした。きのこ類は暖冬の影響や他産地との競合など厳しい販売環境となりました。カリフラワー、ズッキーニ、養液土耕ミニトマト、カグラナンバンは販売拡大と有利販売により、計画を上回る結果となりました。

農畜産物直売所では出荷者と協力し、地場野菜の品揃え確保や魅力的なイベントを開催しましたが、暖冬小雪による観光業の落ち込みなど後半は厳しい販売状況となりました。

園芸全体では計画比94.2%の23億1918万円、農畜産物直売所では四季味わい館が計画比93.2%の3億3080万円、あぐりぱーく八色が計画比99.1%の1億8827万円となりました。

酪農では夏の猛暑で乳量が減産しましたが、乳質向上に取り組み計画量が出荷できました。肉牛も計画以上の出荷となりました。

畜産全体では計画比103.4%の2億5899万円となりました。

3. 加工事業

1) 加工・特産品販売事業

もち加工は、1,080俵の玄米で70トンを製造しました。首都圏を中心に営業展開を行い、消費者ニーズに対応した商品提案や新規開拓営業に取り組み、供給高は7,825万円で計画比115.1%と拡大しました。

特産品は、新規取扱品目の充実を図り販路拡大に取り組みました。

加工・特産品全体の供給高は1億1,693万円で計画比113.5%となりました。

2) 精米小売事業

平成30年産米は、全国的に作柄不良となり、新潟県産米については2年連続の作柄不良に見舞われ、特に新潟県産コシヒカリの集荷数量は大幅に減少したことから、市場相場が高騰し価格の一人歩き状態となりました。

令和元年産米は、夏の猛暑に加えて出穂後に到来した台風10号のフェーンの影響により、新潟県産米は過去最低水準の品質低下に見舞われたなかでの販売スタートとなりました。

魚沼米も上記同様に品質低下に見舞われましたが、独自販売体制による取引先との連携を強化し「南魚沼産コシヒカリ」の販売拡大に取組みました。

精米販売は、特産センターにおいて新潟県内JA初となる精米HACC認証取得をPRし、新たな取引先の獲得やふるさと納税返礼品の取扱拡大により、供給高は12億5,098万円で計画比99.6%、供給量は43,463俵となりました。

玄米販売は、平成30年産米の作柄不良の影響により、年度当初の在庫量が少なかったことから、販売調整を行う対応となりました。

令和元年産米は、品質低下に見舞われましたが、集荷量は前年を大幅に上回り、販売も順調に進みましたが、玄米全体の供給高は24億476万円で計画比85.4%、供給量は128,270俵となりました。

4. 農業関連利用事業

1) カントリーエレベーター

カントリー利用メリットを積極的にPRし、稼働率は計画を上回る75.1%となりました。特にしおざわカントリーにおいては、荷受量2,222トン（前年比114.2%）と過去最高の利用をいただきました。

また、安定・高品質なカントリー米供給のため、オペレーターの育成と技術向上、施設の効率的活用及び機械施設の保守管理により、安定継続的な運営管理に努めました。

2) 育苗センター

育苗開始時から低温が続きましたが、2,500箱のプール育苗を組み合わせ、育苗計画に基づく生育管理により、移植適期に高品質な健苗を110,338箱（計画比96.7%）供給することができました。

また、コスト低減のため緑化苗の普及を推進し17,791箱の供給を行いました。

3) 種菌センター

種菌コスト低減や品質向上に向けた培地資材、栽培方法の試験に取り組みました。

また、安定した種菌の供給に向けた生産体制、設備の検証を実施し施設更新に向けた検討を行いました。

4) リース・レンタル事業・農地利用集積円滑化事業

組合員のニーズを捉えたリース・レンタル事業を展開し、複合営農導入への支援に取り組みました。

養液土耕栽培導入に伴う、独自ハウスマネジメントの提案や、園芸品目生産拡大に向けた畑作用農機レンタルの有効活用を進めました。

5. 農業関連購買事業

1) 生産資材事業

高品質米生産のため土づくり資材に重点を置き、春の特別価格キャンペーン、営農指導と連携した訪問活動や店頭での推進に取り組みました。春施用の土づくり資材の供給数量は前年比137.3%となりました。

併せて生産コスト低減のため、肥料の仕入れ価格抑制や県内統一銘柄肥料の取扱い拡大に取り組みました。肥料の供給高は計画比99.8%となりました。

また、担い手支援対策として訪問活動等による大型規格農薬等の普及推進、肥料農薬の農家直送に取り組み、担い手農家の生産コスト低減を図りました。

配送体制の整備及び配車台数の見直しにより、配送コストの低減に努めました。

2) 農業機械事業

訪問活動を中心に省力・低コストや先進技術等、多様化する組合員のニーズに合った農業機械の提案に取り組みました。また農業機械を安全に末長く使用いただくための事前点検や格納整備推進に努めました。

供給高は計画比本機88.3%、部品95.4%、外注58.3%、修理加工料87.6%となりました。

6. 生活関連購買事業

1) 生活事業

Aコープ店舗では、安全・安心な商品及びサービスに努め、事業懇談会での意見を基に店舗改善に取り組みましたが、店舗供給高は計画対比91.7%でした。また、生活資材の各種展示販売や正月食品の取り組みでは、組合員との対話により、地域に根差した事業展開を進めました。正月食品供給高は計画対比101%でした。

2) 燃料事業

石油事業のスタンドでは、イベントや安全点検を定期的に開催し、組合員・地域から選ばれるSSを目指し取り組み、配送では営農用免税軽油取扱いの拡大、灯油の定期配送を重点に取り組みました。

また、ガス事業では少子高齢化の影響で供給戸数の減少が続く中、ガス器具の販売を重点に取り組み、利用者から安全・安心に利用いただけるように努めました。

燃料全体では暖冬小雪の影響で事業量の減少となり、供給高は、石油事業で計画比92.1%、ガス事業で91.6%となりました。

3) 車両事業

迅速で安全・安心な修理整備と利用者メリット創出に努めましたが、高齢化社会による世帯保有台数の減少により、供給額と車検台数は計画を下回りました。定期点検は計画比110.9%となりました。販売ではお客様ニーズに合わせた提案に取り組み、安全装置の普及に努めましたが、消費税増税の影響もあり、販売台数は計画比で新車86.6%・中古車88.2%となりました。

4) 葬祭事業

ご家族様の想いに寄り添い、利用者様の声に耳を傾け、地域から選ばれるJA葬祭を目指し取り組みました。また、人形供養祭や終活セミナーを開催し、積極的な情報発信と地域に根差した事業活動を実践しました。合併初年度の葬儀取扱件数306件、ファミリー会員は5,656名、取扱高は計画対比100.5%となりました。

7. 信用事業

「JAバンク基本方針」を遵守し、組合員・地域住民の目線に立ち、農業と生活における利用者ニーズに沿った金融商品・付加価値の高いサービスの提供を通じて地域に貢献し、「信頼され選ばれる金融機関」を目指してまいりました。

経営管理態勢の取り組みでは、不祥事未然防止や事務ミス防止に向け、コンプライアンス研修への参加や各種事務手続きの説明会を開催しました。

貯金は、合併記念定期貯金・合併記念定期積金「輝けみなみ」を中心としたキャンペーン等を活用し、窓口セールス等を通じて長期安定資金の吸収に努めた結果、年間平均残高は1,172億円と計画比100.7%、年度末残高1,191億円、前年比102.0%となりました。

貸出は、TACとの連携による農業メインバンク機能強化に努めるべく、独自商品である「アグリドリーム」を提供し、農業者の資金需要に迅速に対応しました。また、生活メインバンク機能強化の取り組みとして、融資専任営業を中心に出向く提案型融資を実践した結果、年間平均残高は330億円と計画比100.2%を達成しましたが、年度末残高は330億円、前年比98.9%となりました。

8. 共済事業

J A共済の事業理念である「相互扶助」を事業活動の原点とし、組合員・利用者の信頼と期待に応え「ひと・いえ・くるまの総合保障」で「安心」と「満足」を提供し、地域保障の拡充を目指してまいりました。

普及活動においては、生存保障の医療共済、介護共済、がん共済と将来への蓄えに年金共済、万一保障の終身共済、養老生命共済、そして財産を守る建物更生共済の普及に取り組み、組合員・利用者への感謝の気持ちを込めた訪問活動を通じて契約世帯へ加入内容説明や仕組改訂のご案内、またお役立ち情報などの活動に取り組み、次世代の未加入者へ積極的に提案活動を行い、事業基盤の維持・拡大を図りました。また自動車共済では高齢者の免許返納による解約もあった中、新規契約締結と既契約の保障内容の充実を図る活動を行いました。

自動車共済の事故処理損害対応では、長岡サービスセンターとの連携・協調により適正な損害調査を通じ組合員・利用者の信頼に応え利用者満足度の向上を目指して取り組みました。

共済金の支払いについては、満期共済金36億6千万円、年金共済15億5千万円、生命・建物・自動車等事故共済金16億9千万円と組合員・利用者の生活保障や災害復旧に役立てていただくことができました。

契約者とのふれあいと感謝の場として、共済招待会ふれあい歌謡ショーを企画しましたが、台風19号により残念ながら中止となりました。また、ナスパニューオータニにて共済友の会（純烈ディナーショー）を開催し、620名の方からご参加いただき好評でした。

9. 高齢者福祉事業

1) デイサービスセンター

地域から信頼され選ばれるデイサービスセンターの運営を目指し、個別機能訓練加算Iの算定を開始しました。また、洗濯物畳みやフロア掃除、昼食の盛り付けなど、普段の生活に必要な作業機会を積極的に取り入れ、生活機能の向上に向けた取り組みを実施しました。

2) 居宅介護支援事業所

職員資質の向上を目的とした各種研修会等に派遣し、特に多職種交流について積極的に参加しました。また、介護支援専門員4人体制による地域に密着した相談や活動により、きめ細かいケアプランの作成による事業所運営を図りました。

10. 経営管理

事業実績管理では、月次での進捗管理と定期的なヒアリングに基づく行動補正により着実な事業運営に努めました。

組織基盤強化では、集落座談会や地域づくり委員会などにおける組合員・利用者のJA事業活動への意見・要望の反映に取り組みました。

11. 企画

市長・町長や生産組織代表者との自己改革評価会議の開催や役員とTACによる担い手懇談会を開催し、自己改革実践状況等をはじめとするJAみなみ魚沼の情報を広報媒体により発信しました。

また、合併時に課題提起されていた施設について、施設整備検討委員会を設置・運営し、計画的な取得・処分等の検討を進めました。

12. リスク管理

リスク管理態勢、内部管理態勢では、合併初年度における事務統一を有効なものにするため、内部統制システム基本方針を制定し、内部統制の整備、定着化に取り組みました。

また、不祥事未然防止の取り組みでは、役員コンプライアンス研修会、職員コンプライアンス研修会の開催、事業所単位では四半期ごとの職場内研修会を実施するとともに、県域の事務リスク研修会に部課長及び支店長が参加し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

マネー・ローンダリング対応では、金融部門・リスク管理部門を対象に通信講座を受講し、知識の習熟に取り組みました。

審査態勢では、JAバンク事務手続に則り事務統一を図り、貸出権限表に基づく適正な審査体制の確立に努めるとともに、資産査定要領に従い健全性の維持、向上に資する適正な資産査定を実施しました。

13. 内部監査

事業の健全な運営確保のため、内部監査基本計画に基づき部署ごとにリスク評価を行い、38事業所、83部門において効果的・効率的な内部監査を実施し、適正な事務処理に対する検証・指導・提言を行いました。

また、法令遵守態勢の強化に向け、リスク管理部署と連携し、内部統制システムの整備とともに運用状況・有効性の検証・評価を行いました。

更に、監査従事者の育成・知識習得を目的とした研修会への積極的な参加により、内部監査体制の強化を図りました。

財務・事業成績

(単位：千円)

区分	項目	令和元年度
財務	事業利益	210,780
	経常利益	325,344
	当期剰余金	238,795
	総資産	135,522,380
	純資産	13,167,441
信用事業	貯金	119,089,228
	預金	80,891,816
	貸出金	33,026,890
	有価証券	8,623,957
	国債	1,424,441
	その他	7,199,515
共済事業	長期共済保有高	444,739,403
	短期共済新契約掛金	864,209
購買事業	購買品供給・取扱高	5,932,351
販売事業	委託販売品取扱高	6,922,046
	買取販売品取扱高	161,853

(注) 1. 共済事業「長期共済保有高」欄は、年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含んで表示しています。

2. 「短期共済新契約掛金」欄は、掛金総額を表示しています。

5. 農業振興活動

農業振興活動においては、『南魚沼産コシヒカリ』、『八色（やいろ）西瓜』、『八色しいたけ』、『八色花卉』を柱に、高品質で美味しく安全・安心な農畜産物の生産拡大により複合営農の充実と担い手の育成支援を進めています。

次世代対策としては、地元小学生を対象としたアグリスクールの開講や、若手農業者組織である青年部活動を通しての仲間づくりを支援しております。

また、水稻育苗指導会や中干し指導会・刈取り指導会などを各作業前に行い、1等米比率の向上へ向けて取り組んでおります。

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への資金供給面からの取り組みとして、有利な独自商品の取り扱いを行い、経営の将来性を見据えた融資手法を始め担い手に適した金融サービスを提供しております。

（1）地域への農業資金供給の状況

◎農業資金種類別残高

（単位：件、千円）

種類	令和元年度	
	件数	残高
プロパー資金	860	2,216,442
農業制度資金	68	273,003
農業近代化資金	24	146,448
その他制度資金	44	126,555
合計	928	2,489,445

- （注）1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

（2）担い手への支援

担い手経営体等と積極的に意見・情報交換を行い、消費者ニーズに対応した農産物の生産提案を進めると共に安全・安心な農作物づくりに努めています。また、農地の有効利用に向けた支援、農地集積・集約に向けた支援、条件不立地等の整備・再編支援等を行っています。



（3）地産地消の取り組み

地域特産品をメインとしたイベントの開催や加工品製造業者・学校等への販売展開、

加工・調理研修室を利用した地域特産農畜産物を使用した商品の研究開発など地産地消の強化を直売所「あぐりぱーく八色」を拠点として行っています。

J Aみなみ魚沼女性部では、部員が育てたエンレイ大豆やコシヒカリを原料に毎年みそ加工を行っており、今年度は約9トンのみそを仕込みました。



(4) 食育の取り組み「あぐりスクール」

自然・農業・食の大切さを学び、地域を愛する心を育む場として、小学生を対象とした「あぐりスクール」を開講しております。合併初年度となる今年は2会場各5回行いました。学校ではなかなか体験できない野菜苗の定植や収穫した野菜での料理作り、栽培した野菜の販売体験などを通じて、動植物の命をいただいて生きていること、作物や食事を作ってくれる人がいるということに対し、「いただきます」「ごちそうさま」の感謝の気持ちを持ち続ける子に育ち、「食」の背景にある農業について興味をもってほしいという願いをこめて企画しています。

6. 地域貢献情報

当JAは、南魚沼市（旧大和町及び旧六日町及び旧塩沢町）、南魚沼郡湯沢町を事業区域とする、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助の理念のもとに運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAは、総合事業を通じて各種金融機能サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じて社会貢献に努めています。

(1) 地域からの資金調達の状況

当組合では、毎年各種キャンペーンを行い、資金量の増加に努めてまいりました。今年度末の貯金残高は約1,190億円でした。

平成17年4月のペイオフ解禁後も、JA貯金の「安全・安心」が組合員の皆さんをはじめ、地域住民の方々に浸透した結果と受け止め、これからもJAの信頼性の向上に努めてまいります。

(2) 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ地域の利用者の皆さんへ、マイホーム・マイカー・教育資金・営農資金など資金使途ライフステージに合わせたニーズにお応えし、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考えております。

今年度末の貸出金残高は約330億円でした。

◎貸出先別残高

(単位：千円、%)

	令和元年度
組合員	27,938,228
地方公共団体	1,818,909
その他	3,265,074
合計	33,022,212
うちローン残高	20,067,536
割引手形	4,677
合計	33,026,890

(注) 組合員については、みなし組合員が含まれております。

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 社会貢献活動

金融窓口を通じて緑の募金など各種募金の受付を行っています。また、当JAより公益団体への寄付を行い、献血活動にも毎年多くの職員が協力しています。

② 高齢化社会に対応した支援

デイサービスセンター、居宅介護支援事業所を設置し、利用者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことを目指し、行政と連携した研修開催や各種研修会への参加などサービスレベルの向上と健康維持改善を図る活動に取り組んでいます。

また、助け合い組織によるボランティア活動、各種健康教室の開催や健診・ドックの受診率向上などを通じて地域支援事業に積極的に関与しています。

③ 地域の活性化に関する取り組み

地域の様々な行事、イベント等に協賛し、当JA職員も参加することで、南魚沼市の観光行事を盛り上げ、管内の特産品のPRを行う等、地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



(4) 情報提供・発信活動の取り組み

毎月発行の広報誌「輝けみなみ」をはじめ、ホームページや地元FM放送局であるFMゆきぐにの番組等により、各種情報の提供・発信に努めています。

URL <https://www.ja-m-uonuma.or.jp> E-mail:info@ja-m-uonuma.or.jp

7. リスク管理の状況

(1) リスク管理体制

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を行い、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、JAが直面する様々なリスクに適切に対応すべく、「総合リスク管理方針」並びに「総合リスク管理規程」を定め、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この方針等に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被る危険性のことです。当JAは、個別の重要案件及び大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、基幹センターに審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っており、貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を策定・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値や、資産・負債から生み出される収益が変動することにより損失を被る危険性のことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどがあります。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下し、損失を被る危険性のことをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少する危険性のことです。

当JAでは金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が定期的にリスク量を測定し、適切な運用がなされているかをチェックして経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険性（資金繰りリスク）及び、市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険性（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握・検討したうえで、運用方針などの策定を行っています。

④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は、外生的な事象による損失を被る危険性のことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外の、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被る危険性のことをオペレーション・リスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備することで、リスク発生後の対応及び改善を迅速且つ正確に行えるように努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被る危険性のことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うための事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。また、事務リスク管理規程を定め、事務事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被る危険性、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被る危険性のことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害、障害発生時には、各連合会と連携を密にして対応することとしています。

(2) 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

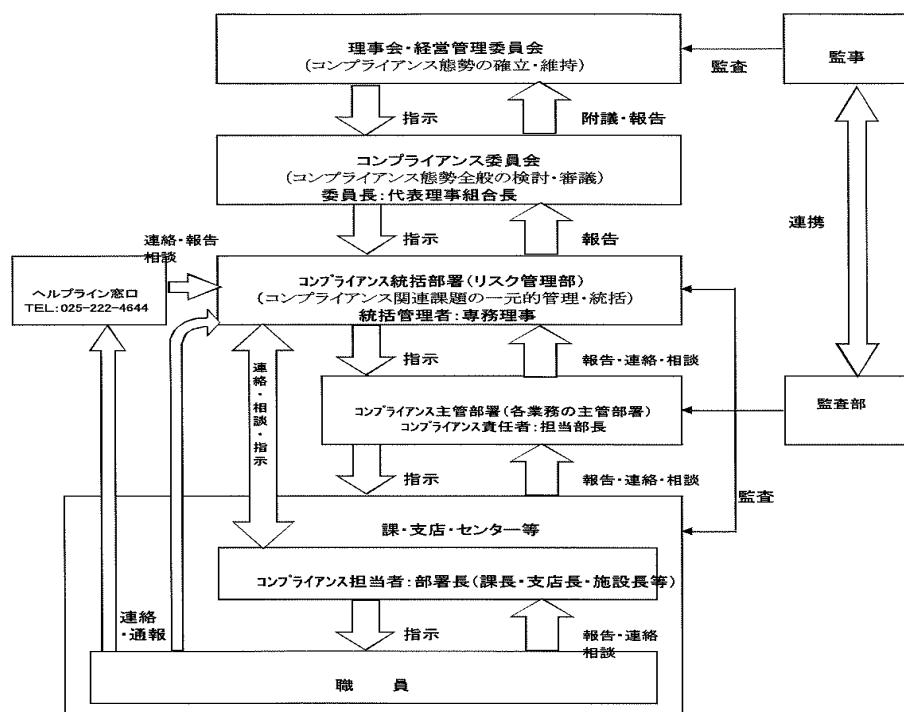
[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の専門窓口を設置しています。



(3) 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容を公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

※「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものです

《当JAの苦情等受付窓口》

- ・本店金融共済部 (電話: 025-772-3460)
- ・基幹センターリスク管理部 (電話: 025-782-1170)

【月～金 午前9時～午後5時】※金融機関の休業日を除く

② 紛争解決措置の内容

○信用事業

苦情などのお申し出については当JAが対応いたしますが、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当JAリスク管理部または新潟県JAバンク相談所（電話: 025-224-3100）にお申し出ください。

新潟県弁護士会（電話: 025-222-5533）

そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

➤ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

➤ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記新潟県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。

○共済事業

ご利用の皆さまからの相談・苦情等につきましては当JAが対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、紛争解決措置として次の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。ご利用に際しては、①の当組合窓口またはJA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）電話: 0120-536-093にお申し出ください。

- ・ (一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話: 03-5386-5757)
- ・ (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (電話: 本部 03-5296-5031)

- ・ (公財) 日弁連交通事故相談センター (電話 : 本部 03-3581-5724)
- ・ (公財) 交通事故紛争処理センター (電話 : 東京本部 03-3346-1756)

(4) A L M管理体制等のリスク管理体制

① A L M体制

財務の健全性維持と安定的な収益確保のため、リスク管理を徹底し、A L M (※) の充実・強化に努めています。A L M委員会を定期的に開催し、資産、負債の動向把握や経済動向・金利予測分析を行うとともに、諸リスクを統合管理し、金融情勢の変化に機敏に対応できるよう努めています。

※A L Mとは資産・負債の管理手法のことで、短期・中期の経済、金融環境の予測を前提としたうえで、資産と負債の両面を総合的に管理して、適正な流動性、収益の極大化、諸リスクの極小化を図ろうとするものです。

② 審査体制

貸出の安定性、収益性、成長性、公共性、健全性を基準とした「貸出審査体制」づくりに努めています。具体的には支店での融資受付段階において、財務諸表分析及び経営状況分析など、お取引ごとの対応方針に基づいて1次審査を行い、その後、審査部門において、審査基準に従い2次審査を行うことで、貸出取引の健全性確保に努めています。さらに担当者を内外の各種研修会に派遣し、審査能力向上に努めています。

③ 内部監査体制

当JAでは、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査はJAの本店、全支店・事業所を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告した後、被監査部門に通知され、必要に応じて被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

(5) 内部統制システムの確立

環境変化に対応しうる経営管理体制の確立へ向け、内部統制システムの効率的な運用を通じて、業務改善と効率化による経営品質の向上および法令遵守の徹底による経営の信頼性の向上を目指すとともに、総合的リスク管理の強化に取り組んでいます。

（6）金融円滑化にかかる基本の方針

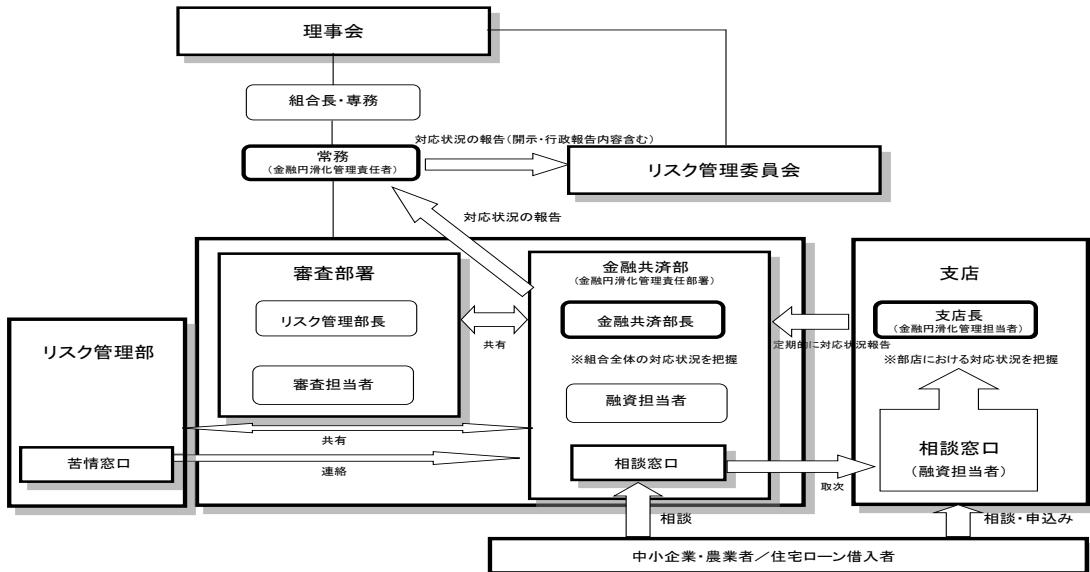
当JAは、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでいます。

- ① 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上述取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- ② 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上述取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- ③ 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- ④ 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- ⑤ 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- ⑥ 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な以下の体制を整備いたしております。
 - a) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「リスク管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - b) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

c) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制



(7) 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

(8) 個人情報の取扱方針

当JAは、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、ご提供いただきました情報につきましては、個人情報保護の観点から以下とおり個人情報保護方針を制定のうえ、厳格な管理に取り組むとともに、研修などを通じて役職員へ徹底しております。

① 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

② 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

なお、ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

また、利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

③ 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

④ 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

⑤ 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

⑥ 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

⑦ 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

なお、保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

⑧ 苦情窓口

当JAは、個人情報について、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

⑨ 繙続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなど、本保護方針の継続的な改善に努めます。

（9）反社会的勢力への対応に関する基本方針

当JAは、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で挑むことをここに宣言します。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

（反社会的勢力との決別）

① 当JAは、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

② 当JAは、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

③ 当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

(10) 内部統制システム基本方針

当JAは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

① 理事および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a) 組合の基本理念および組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守します。
- b) 重大な法令違反、その他法令および組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
- c) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- d) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- e) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルpline)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
- f) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行います。

② 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
- b) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
- b) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくりスク管理を行います。

④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。

- b) 中期経営計画および同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。

⑤ 監事監査の実効性を確保するための体制

- a) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- b) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
- c) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。

⑥ 組合における業務の適正を確保するための体制

- a) 各業務における内部管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行します。

⑦ 財務情報その他組合情報を適切に開示するための体制

- a) 会計基準その他法令を遵守し、適切な会計処理を行います。
- b) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
- c) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

8. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増強に努めており、令和2年2月末における自己資本比率は、24.79%となりました。

自己資本比率とは、金融機関の安全性・健全性を示す指標のひとつです。

当JAの自己資本比率については、国内基準4%および国際統一基準8%を大きく上回っており、安心してご利用いただける健全な財務内容となっております。

【自己資本比率の算出方法について】

平成26年8月末より、新たに適用された基準（バーゼルⅢ）に基づいて、自己資本比率の算出を行っています。

出資金や法定準備金、諸積立金等の総額（基礎項目）から無形固定資産や繰延税金資産等の総額（調整項目）を除いた額（自己資本の額）を分子、それぞれの信用リスク（資産の価値が毀損する危険性）の割合に応じて設定された掛け目（リスク・ウェイト）を乗じた資産の額にオペレーション・リスク相当額（組合の運営上、偶発的に発生するおそれがある費用負担）を8%で除した額を分母とします。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額 (コア資本にかかる基礎項目の額 - コア資本にかかる調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額 + オペレーション・リスク相当額の合計額を 8\% で除して得た額}}$$

(2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

◎ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	みなみ魚沼農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,096百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及び、これらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーション・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

【信用事業】

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は JA・県信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

○貯金業務

組合員の方はもちろん、地域にお住まいの皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体・地元企業等農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等からの借入申込のお取り次ぎも行っております。

○為替業務

全国のJA・県信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどの金融機関へも、送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできます。

○その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や、事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っております。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しができるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めております。

◎貯金商品一覧

貯金の種類	特色	期日	お預入れ額
総合口座	普通貯金 一冊の通帳に、普通貯金、定期貯金がセットでき、必要時にお預かりの定期貯金により、自動借入もできる便利な口座です。	「定期貯金」欄に同じ	出し入れ自由 1円以上
	定期貯金 大口定期貯金		
	スーパー定期		
	期日指定定期貯金		
	変動金利定期貯金		
	大口定期貯金 短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。お預入れ時の利率が満期まで変わらない確定利回りで運用できます。	1ヶ月以上10年以内	1千万円以上
定期貯金	スーパー定期 1年複利のお得な定期貯金です。 据置期間経過後は期日指定により、ご希望の日にお引き出しがれます。また、元金の一部お引き出しもできます。	1ヶ月以上10年以内	1円以上
	期日指定定期貯金 金利実勢にそって6ヶ月毎にお預かり利率が変動する、半年複利の満期一括受け取りの定期貯金です。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 3百万円未満
	変動金利定期貯金 据置期間経過後はいつでもお引き出しがれるとともに、元金の一部お引き出しがれます。また、お預入れ期間に応じた有利な金利が適用されます。	1年、2年、3年	1円以上
	据置定期貯金 退職された方に限定した特別金利定期貯金で、退職金の運用についてじっくり考えながら、ご資金を安全かつ確実に増やしたいお客様におすすめの商品です。	最長5年 (据置期間6ヶ月)	1円以上 1千万円未満
	退職者向け定期貯金 毎月の掛け込みで、着実に貯えられる貯金です。月々一定額を掛け込む定額式、目標額に合わせて掛け込み額を決める目標式のほか、毎年の掛け込み額を変えられる増減減式、満期給付金を毎年受け取れる満期分散式があります。	1年 自動継続式	1百万円以上
	定期積金 大口余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。	6ヶ月以上 10年以内	1回あたり 1千円以上
財形貯金	譲渡性貯金 お支払いには、安全で便利な小切手、手形をご用意します。	7日以上 5年未満	1千万円以上
	当座貯金 一人に一冊、家計簿代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	普通貯金 お預入れ残高に応じて、より有効な運用ができる金額階層別金利となっています。キャッシュカードがご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	貯蓄貯金 まとまった資金の短期運用に有利です。	7日以上	5万円以上
	通知貯金 給料から天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。	3年以上	1回あたり 1円以上
	一般財形貯金 給料から天引きで、ご自身の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。また、550万円まで(財形住宅と合算)退職後においても非課税の特典が受けられます。	積立期間5年以上 据置期間 6ヶ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1回あたり 1円以上
財形住宅貯金	財形年金貯金 給料から天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。また、550万円まで(財形年金と合算)非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回あたり 1円以上

※当座貯金は無利息、当座貯金以外の貯金は、お預入れの時期により利率は異なります。

◎ 貸出商品一覧

	ご利用 いただける方	お使いみち	ご融資資金	ご融資期間	ご返済方法	保証・担保
住宅ローン	満20才以上でその他一定の要件を満たしている方	住宅の新築、増改築、土地または住宅等の購入資金	所要額以内 10万円以上 1億円以内	3年以上 35年以内	元利均等返済 元金均等返済	組合員の皆様は原則として新潟県農業信用基金協会の保証およびご融資対象の土地・建物の担保が必要です。
農機具ローン	満18才以上でその他一定の要件を満たしている方	農機具等購入資金	所要額以内 ただし通算 1千8百万円以内	1年以上 10年以内	元利均等返済 元金均等返済	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
マイカーローン	満18才以上でその他一定の要件を満たしている方	自動車購入資金、車検費用等	所要額以内 10万円以上 1千万円以内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等返済	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また、組合員以外の方は、三菱UFJニコス㈱またはジャックス㈱の保証をご利用いただきます。
教育ローン	満20才以上でその他一定の要件を満たしている方	ご子弟の入学金、授業料およびアパート家賃等	所要額以内 10万円以上 1千万円以内	据置期間を含め最長15年	元利均等返済	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。組合員以外の方は、三菱UFJニコス㈱またはジャックス㈱の保証をご利用いただきます。
多目的ローン	満18才以上でその他一定の要件を満たしている方	生活資金 (他借入金整理・事業用等は除く)	所要額以内 10万円以上 5百万円以内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等返済	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。組合員以外の方は、三菱UFJニコス㈱またはジャックス㈱の保証をご利用いただきます。
カードローン	満20才以上でその他一定の要件を満たしている方	生活資金	契約限度額 300万円以内 (10万円単位)	契約期間2年 (2年毎に契約更新) ※以後も同様としますが満70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。	毎月返済方式	組合員の皆様は新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。組合員以外の方は、三菱UFJニコス㈱の保証をご利用いただきます。
アグリマイティイー資金	当JA組合員・農業者の方	農業生産資金、加工・流通・販売資金、地域活性化・地域振興資金、再生可能エネルギー設備資金	事業費の100%以内	短期資金 1年以内 長期資金 原則10年以内 (うち据置期間3年以内)	元利均等返済 元金均等返済 期日一括返済	新潟県農業信用基金協会の保証または連帯保証人のほか、必要によりご融資対象の土地・建物またはその他の物件を担保に提供して頂きます。
制度融資	農業近代化資金等各種制度融資をお取り扱いしています。					
受託貸付業務	新潟県の農業改良資金、住宅資金にご利用いただくための住宅金融支援機構、教育資金をご利用いただくための株式会社日本政策金融公庫等、各種資金のお取扱をいたしております。					

上記の他、様々な商品を取り揃えています。

詳しくは、本・支店窓口または営業担当へお気軽にご相談ください。

(注) 1. 住宅ローンについては、「変動金利型」または「固定変動金利選択型」をご利用いただけます。

<変動金利型の金利変動のルール>

毎年4月1日および10月1日(以下「基準日」という)の基準金利をもとに、それぞれ基準日の属する年の6月および12月の約定償還期日の翌日から新利率を適用します。

<固定変動金利選択型>

お借り入れ当初3年、5年または10年の間「固定金利」で融資する商品です。固定金利期間が終了した時点で、引き続き固定金利を選択するか、または変動金利に切り替えるかをお選びいただけます。変動金利を選択された場合でも、いつでも固定金利に切り替えることができます。ただし、残りの借入期間が3年未満となった場合固定金利の選択はできず、自動的に変動金利に移行します。

2. フリー、マイカー、教育ローン等における変動金利については、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

3. 新潟県農業信用基金協会保証予定の住宅ローンおよび借入申込額が5百万円超のローンにおいては、保証の事前承認が必要となります。

4. ご利用に際しては、ご返済計画に無理がないよう十分ご検討ください。

なお、詳しくは本・支店窓口または営業担当へお気軽にご相談ください。

◎ 信用業務取扱手数料（令和元年10月1日現在）

取 扱 手 数 料 項 目			手数料	備 考
項 目	細 目	単 位		
1. 廉 金 業 務	(1)各種証明書 ①残高証明書 (端末機による都度発行・継続発行) ②残高証明書(手続き) ③残高証明書 (監査法人向け・制定外書式手書発行)	1通 1通 1通	440円 550円 2,200円	・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度
	(2)再発行手数料 ①貯金通帳 ②貯金証書 ③I C キャッシュカード(切替含む)	1冊 1通 1枚	880円 880円 1,100円	・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度
	(3)手形等用紙発行代 ①小切手帳 ②約束手形 ③自己宛小切手	1冊 1冊 1通	880円 880円 55円 550円	・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度
	(4)口座振替手数料 ①文書依頼(振替依頼件数) ②FD依頼(振替依頼件数)	1件 1件	110円 55円	・決済の都度 ・決済の都度
	(5)貯蓄貯金振替サービス取扱手数料	1回	55円	・振替の都度
	(6)現金整理手数料	1回	660円	・受付の都度
	(7)クーポン券取扱事務手数料 ①農協観光 ②その他	1枚 1枚	55円 88円	・決済の都度 ・決済の都度
	(8)キャッシュカード発行手数料 ①I C キャッシュカード ②法人キャッシュカード	1枚 1枚	0円 880円	・受付の都度 ・受付の都度
2. 貸 出 業 務	(1)貸出金証明書 ①貸出金残高証明書 ②融資証明書(融資予定証明書含む) ③住宅取得資金年末残高証明書 ④貸付金残高・利息に関する証明書	1通 1通 1通 1通	440円 550円 0円 550円	・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度 ・受付の都度
	(2)再発行手数料 ①ローンカード ②貸付金償還予定表	1枚 1通	880円 550円	・受付の都度 ・受付の都度
	(3)住宅ローン関係(賃貸住宅ローン含む) ①借入申込書等用紙代 ②全額繰上償還(元金500万円以上) ※保証会社へ支払う手数料は各保証会社の定めによる	1式 1件	0円 22,000円	・受付の都度 ・受付の都度
	③金利引き下げ・融資期間変更 返済日の変更・その他返済方法の変更 (一部繰り上げ返済に伴う場合は除く)	1件	3,300円	・受付の都度
	④固定金利選択型ローン (金利再選択・固定金利選択)	1件	5,500円	・受付の都度
	(4)融資取扱手数料 ①住宅ローン・住宅資金・賃貸住宅ローン 賃貸住宅資金融資取扱(リフォーム除く) ※保証会社へ支払う手数料は各保証会社の定めによる	1件	33,000円	・受付の都度
	②共済、保険契約質権設定	1件	実費	・設定の都度
	(5)その他貸付関係 ①全額繰上償還 KHL(戻し保証料の範囲内) ②一部繰上償還 KHL(戻し保証料の範囲内)	1件 1件	3,300円 3,300円	・受付の都度 ・受付の都度
	③条件変更 返済条件を変更する場合 (一部繰上返済に伴う場合は除く)	1件	3,300円	・受付の都度
	(6)その他 信用調査及び担保の調査、保管	1件	実費	・実行の都度

3. その他	(1)国債窓販保護預かり手数料		1 契約	0円	・年間分前取り
	(2)両替手数料			無料 (1日1回まで)	・両替の都度
	① 1枚～ 100枚			220円	
	② 101枚～ 300枚			550円	
	③ 301枚～ 500枚			770円	
	④ 501枚～ 1,000枚			1,100円	
	⑤ 1,001枚～ 2,000枚			500枚ごとに550円加算	
	⑥ 2,001枚以上			3,300円	・月額
	(3)封緘・披封保護預かり	1 契約		別紙	・取引の都度
	(4)自動化機器（ATM）利用手数料	1 契約		0円	・月額
	(5)JAネットバンク利用手数料	1 契約		1,100円	・月額
	(6)JA法人ネットバンク利用手数料 (基本サービス) (照会・都度振込等)	1 契約		3,300円	・月額
	※上記基本サービスに伝送サービスをあわせ利用の場合 (総合振込・給与振込等)				
	(7)各種調査報告書	1 件		220円	・受付の都度
	①残高証明に係る手数料			別途定めによる	・受付の都度
	②取引明細書作成に係る手数料			別途定めによる	・受付の都度
	③県(県税事務所・地域振興局)依頼の調査			別途定めによる	・受付の都度
	④株式払込受入事務手数料				・受付の都度

(注) 1. 再発行手数料は、紛失・破損等貯金者の責任に帰する場合徴収します。

2. 口座振替手数料については最低1件55円の実費徴収を基本として、
取納企業との契約において別途定めます。

3. 本表の金額には、消費税および地方消費税の10%が含まれております。

4. 払戻時の金種指定も両替手数料基準を準用します。

5. 各種調査報告書は、依頼書に基づき発行します。

◎内国為替手数料

		同一店内	当組合 本支店あて	系統金融 機関あて	他金融機関あて
送金手数料					普通扱 (送金小切手) 660円/件
振込 手 数 料	窓口利用				
	3万円未満	110円/件	110円/件	330円/件	文書扱 660円/件
	3万円以上	110円/件	110円/件	550円/件	電信扱 660円/件
	機械利用 (定額自動送金・登録総合振込)				
	3万円未満	110円/件	110円/件	110円/件	440円/件
	3万円以上	110円/件	110円/件	330円/件	660円/件
	自動化機器利用 (ATM)・JAバンク・JFマリンバンクキャッシュカード利用				
	3万円未満	110円/件	110円/件	110円/件	330円/件
	3万円以上	110円/件	110円/件	330円/件	550円/件
	自動化機器利用 (ATM)・その他提携金融機関キャッシュカード利用				
	3万円未満	220円/件	220円/件	220円/件	440円/件
	3万円以上	220円/件	220円/件	440円/件	660円/件
	インターネットバンキング利用				
	1万円未満	無 料	110円/件	110円/件	275円/件
	3万円未満	無 料	110円/件	110円/件	330円/件
	3万円以上	無 料	110円/件	330円/件	550円/件
	法人インターネットバンキング利用				
	3万円未満	無 料	無 料	110円/件	330円/件
	3万円以上	無 料	無 料	110円/件	550円/件
代金取扱手数料	同地交換			遠隔地	
	220円/通			440円/通	
※同地交換取扱手数料は、担保、割引、商業手形に限り適用します					
その他の諸手数料		送金・振込の組戻料	660円/件	ただし、660円を超える取扱経費を要する場合は、実費をいただきます	
		取扱手形組戻料	660円/通		
		不渡手形返却料	660円/通		
		地方税の収納機関への振込 440円/通 (ただし、新潟県内分は無料です)			

※ 本表の金額には、いずれも消費税等が含まれております。

◎ATM利用手数料<当JAのキャッシュコーナー>

ご利用カード ご利用時間帯		引き出し・預け入れ		引き出しのみ可能		
		当JA 県内JA	県外JA	三菱UFJ 銀行	ゆうちょ 銀行	その他提携金 融機関
平日	8:00~8:45	無料	無料	110円	220円	
	8:45~18:00			無料	110円	
	18:00~21:00			110円	220円	
土曜	9:00~14:00	無料	無料	110円	110円	220円
	14:00~17:00			—	—	
	17:00~19:00			—	—	—
日曜 祝祭日	9:00~17:00	無料	無料	110円	220円	
	17:00~19:00		—	—	—	—

※本表の金額には、いずれも消費税が含まれております。

- (注) 1. 上記金額は、いずれもお取引1回当たりの金額です。
2. 平日の早朝時間帯と18時以降のご利用は、下記店舗のみに限ります。
【ご利用可能店舗】六日町支店、大和営農センター、Aコーポしおざわ店、湯沢支店
3. 土曜日17時以降のご利用は、下記店舗のみに限ります。
【ご利用可能店舗】六日町支店、大和営農センター、Aコーポしおざわ店、湯沢支店
4. 日曜祝祭日のご利用は、下記店舗のみに限ります。
【ご利用可能店舗】六日町支店、大和営農センター、Aコーポしおざわ店、湯沢支店
5. 県内JA以外のキャッシュカードでは、土日祝祭日の17時以降はお取り引きができません。
6. 年末の稼働店舗、稼働時間については、各店舗にお問い合わせください。

◎ATM利用手数料<他行ATMでJAバンクのキャッシュカードをご利用の場合>

金融機関	お取引内容	ご利用手数料		
		平日※1 8:45~18:00	土曜日※1 9:00~14:00	平日・土曜日の その他時間帯 および日曜日・祝日※6
J A バンク	入出金	無料	無料	無料
三菱UFJ銀行	出金	無料	110円	110円
セブン銀行	入出金	無料	無料	110円
イーネットATM※2※3	入出金	無料	無料	110円
ローソン銀行ATM※3	入出金	無料	無料	110円
J Fマリンバンク	出金	無料	無料	無料
ゆうちょ銀行	入出金	無料	110円	110円
その他(MICS提携)※4	出金	※5	※5	※5

●上記は、新潟県内JAバンクのキャッシュカードを利用して「出金」または「入金」された場合に、取引の都度かかる手数料です。なお、「残高照会」は、無料でご利用いただけます。

※1 稼働時間はATMにより異なります。ATM稼働時間でもJAバンクのキャッシュカードでのお取引ができない場合があります。詳しくはお近くのJAバンクまたは、ご利用ATMの掲示などでご確認下さい。

※2 イーネットATMはファミリーマートなどのコンビニエンスストアに設置されています。

※3 コンビニエンスストア(ファミリーマート、ローソン)の一部店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合などがございます。詳しくはご利用のATMの掲示などをご確認下さい。

※4 その他(MICS提携)・・・都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、第二地銀、信用組合、労働金庫

※5 ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用のATMの掲示などでご確認下さい。

※6 祝日が土曜日と重なる場合は、日曜、祝日時間帯のご利用手数料となります。

【共済事業】

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えでき、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

○終身共済

働き盛りの間は保障が大きく、掛金を払い終わってからも一生涯にわたり、万一の際の保障が続きます。保障切れを心配することなく、大切なご家族の生活資金や老後の保障を確保できるので安心です。

○養老生命共済

将来のライフイベントへの準備金としての「貯蓄」と「保障」という2つの機能を兼ね備えた共済で、教育、結婚資金などの将来の資金準備を進めながら、同時に万一の事態に備えることができます。

○こども共済

お子さまの入学に必要な費用や独立のための資金を、無理なく確実に準備することができます。また、ご契約者が万一のとき、その後の掛金はいただかない共済掛金払込免除特則も付加できます。

○医療共済

0歳から75歳まで幅広い年齢層の方が加入できます。また、日帰り入院から支払いの対象になり、80歳までの通算支払限度日数が無制限ですので、充実した医療保障を確保することができます。

○介護共済

介護の不安が増す高齢期にもしっかりと対応した、一生涯の介護保障です。所定の要介護状態になったとき、「介護共済金」をお受取りになれます。

○がん共済

がんに対する充実した保障が一生涯続きます。がんと診断されたときから（がん診断共済金）、入院共済金、手術共済金、がん放射線治療共済金等、幅広く保障します。また、入院共済金は1日目から無制限でお支払いします。

○年金共済

定期年金タイプは、あらかじめお決めいただいた5年、10年、15年のいずれかの期間、毎年年金をお支払いしますので、公的年金の「つなぎ資金」として、掛金の負担をおさえて確実な収入を確保することができます。他に生涯にわたり年金をお支払いする、終身年金タイプもご用意しております。

○建物更生共済

万一、火災や落雷、爆発等で建物に損害を受けた際に、損害の額に応じて共済金をお支払いします。また、台風、雪害、豪雨による床上浸水などの自然災害の場合でも、損害に応じて共済金をお支払いします。さらに、地震に対する保障があらかじめセットされており、地震で損害を受けた場合でも共済金をお支払いします。(地震で全壊の場合、共済金は契約共済金額の半額となります。) 他にも火災等で損害を受けた場合の様々な費用に対しても、「臨時費用共済金」、「残存物とりかたづけ費用共済金」、「失火見舞費用共済金」等により、キメ細かく保障しています。

○自動車共済

自動車による人身事故、対物事故等の保障をいたします。

- ・車両共済・・・・・・ご契約のお車の衝突、接触による損害を保障いたします。
(盜難・自然災害含む)
- ・対人賠償共済・・・・他人にケガをさせてしまった場合を保障いたします。
- ・対物賠償共済・・・・他人の車や物を壊してしまった場合を保障いたします。
- ・人身傷害保障特約・・・ご契約のお車に搭乗中(運転中を含む)または、被共済者やご家族が歩行中に自動車事故により傷害や後遺傷害を被った、または死亡された際に、過失割合に関係なく、ご契約額の範囲内で共済金をお支払いします。
- ・傷害定額給付特約・・・ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含む)が、自動車事故により傷害・後遺傷害を被った、または死亡されたとき、定額で共済金をお支払いします。

※その他にも各種共済を取り扱っております。

また、実際のお支払いに関しては、JA共済担当者へご確認下さい。

【販売事業】

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された南魚沼産コシヒカリ、八色西瓜、八色しいたけ等の選りすぐった品物を、全国の消費者にお届けしています。



また、「地産地消」の取り組みとして、農畜産物直売所にて管内生産者が生産した地元農畜産物の提供を消費者に行っております。



【購買事業】

組合員の営農に必要な生産資材の供給と生活に必要な生活資材の供給が主な事業です。組合員からの予約注文によるスケールメリットを生かし、低価格・安全良質な資材の供給に努め農業所得の増大に取り組んでいます。

また、燃料事業ではスタンド、ガスセンターを拠点とし、地域のライフラインの安定的なエネルギー供給と利用者サービスの提供に努めています。

【営農指導事業】

当JAでは、現地指導会や定期的な情報発信による生産者への一般的な栽培指導以外に、専任TAC (Team for Agricultural Coordination) と連携した「出向く営農指導」に力を入れて取り組んでいます。また、農政全般・生産調整・確定申告支援など、様々な面から地域農業発展の一助となるよう努めています。



【生活指導事業】

安全な食と農業を次世代につなげるため安心して暮らせる地域づくりを目指して活動している「女性部」、20代から40代の女性で食・健康・暮らしに関する身近なテーマで活動している「フレッシュユミズ部会」などの活動を支援しています。

また、八色キッチンなどにより食農教育、健康管理活動を通じて幅広い世代に向け、健康で安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

【高齢者福祉事業】

「幸せのお手伝い」を理念とし、JAの機能を総合的に發揮した高齢者福祉活動に取り組んでいます。

デイサービスセンター2カ所の運営にて、ご利用者をご自宅から送迎し、日帰りにて入浴から食事など、ご利用者やご家族の意



向に沿ったサービスの提供を行い、心の安定や孤立感の解消を図るとともに、ご家族の介護の負担の軽減を図っています。また、居宅介護支援事業所では、専門のケアマネージャー（介護支援専門員）がご利用者やご家族の希望を聞きながら、住み慣れたご自宅でその方らしい生活ができるよう居宅サービス計画を作成し、サービス事業者との連絡・調整を行っています。

【農機・車両事業】

農業機械の修理・販売・使用前点検及び使用後の格納整備、自動車の販売・車検・定期点検・一般修理を通じて、お客様とのふれあいを大切に、安全・安心・信頼・満足を心がけています。組合員の営農や生活に貢献できる親切・丁寧なサービスの提供に努めています。



【葬祭事業】

組合員・利用者様のご家族のご不幸に際し、経験豊富なスタッフが心を込めてお手伝いしています。また、人形供養祭や終活セミナーなどのイベントも行っています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

○「JAバンクシステム」の仕組み

JA銀行は、全国のJA・信連・農林中央金庫（JA銀行会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA銀行会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JA銀行法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JA銀行基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJA銀行独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JA銀行全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行っています。

○「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の、一体的な事業運営に取り組んでいます。

○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。



【I 決算の状況】

経営資料

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和元年度 (令和2年2月29日)
(資産の部)	
1 信用事業資産	123,436,662
(1) 現金	755,745
(2) 預金	80,891,816
系統預金	80,883,526
系統外預金	8,290
(3) 有価証券	8,623,957
国債	1,424,441
地方債	3,950,848
政府保証債	302,567
金融債	60,000
社債	2,886,100
(4) 貸出金	33,026,890
(5) その他の信用事業資産	532,853
未収収益	515,210
その他の資産	17,643
(6) 貸倒引当金	▲394,601
2 共済事業資産	516
(1) その他の共済事業資産	516
3 経済事業資産	2,842,691
(1) 経済事業未収金	664,365
(2) 経済受託債権	1,635,091
(3) 備用資産	321,317
購買品	258,541
販売品	52,025
加工品	7,732
その他の備用資産	3,017
(4) その他の経済事業資産	263,690
(5) 貸倒引当金	▲41,773
4 雑資産	428,876
(1) 雑資産	436,957
(2) 貸倒引当金	▲8,080
5 固定資産	4,353,685
(1) 有形固定資産	4,335,995
建物	6,862,923
機械装置	2,117,928
土地	1,760,061
その他の有形固定資産	2,244,189
減価償却累計額	▲8,649,107
(2) 無形固定資産	17,689
6 外部出資	4,294,606
(1) 系統出資	4,025,961
(2) 系統外出資	253,644
(3) 子会社等出資	15,000
7 繰延税金資産	165,341
資産の部合計	135,522,380

科 目	令和元年度 (令和2年2月29日)
(負 債 の 部)	
1 信用事業負債	119,782,758
(1) 資金	119,089,228
(2) 借入金	118,775
(3) その他の信用事業負債	574,755
未払費用	40,714
その他の負債	534,041
2 共済事業負債	582,075
(1) 共済資金	302,860
(2) 未経過共済付加収入	276,472
(3) 共済未払費用	2,571
(4) その他の共済事業負債	170
3 経済事業負債	462,168
(1) 経済事業未払金	302,717
(2) 経済受託債務	102,057
(3) その他の経済事業負債	57,393
4 設備借入金	389,800
5 雜負債	353,392
(1) 未払法人税等	66,988
(2) 資産除去債務	19,650
(3) その他の負債	266,754
6 諸引当金	784,743
(1) 賞与引当金	220,364
(2) 退職給付引当金	538,846
(3) 役員退職慰労引当金	6,690
(4) ポイント引当金	18,842
負債の部合計	122,354,938
(純 資 産 の 部)	
1 組合員資本	12,951,511
(1) 出資金	2,096,069
(2) 利益剰余金	10,859,890
利益準備金	4,252,200
その他利益剰余金	6,607,690
特別積立金	3,582,135
特例特別積立金	105,000
高齢者福祉事業推進積立金	100,000
米穀流通対策積立金	200,000
施設整備剰余金	300,000
税効果調整積立金	232,294
リスク管理積立金	1,267,000
施設更新積立金	419,000
当期未処分剰余金	402,261
(うち当期剰余金)	238,795
(3) 処分未済持分	▲4,448
2 評価・換算差額等	215,930
(1) その他有価証券評価差額金	215,930
純資産の部合計	13,167,441
負債及び純資産の部合計	135,522,380

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (自平成 31 年 3 月 1 日 至令和 2 年 2 月 29 日)
1 事業総利益	4,088,495
事業収益	9,886,834
事業費用	5,798,338
(1) 信用事業収益	1,131,973
資金運用収益	1,054,461
(うち預金利息)	(455,181)
(うち有価証券利息)	(88,674)
(うち貸出金利息)	(429,416)
(うちその他の受入利息)	(81,190)
役務取引等収益	56,239
その他事業直接収益	84
その他経常収益	21,187
(2) 信用事業費用	170,760
資金調達費用	38,552
(うち貯金利息)	(29,563)
(うち給付補填備金繰入)	(3,095)
(うち借入金利息)	(766)
(うちその他の支払利息)	(5,126)
役務取引等費用	23,190
その他経常費用	109,017
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲14,540)
信用事業総利益	961,213
(3) 共済事業収益	893,265
共済付加収入	824,226
その他の収益	69,039
(4) 共済事業費用	57,158
共済推進費	40,315
共済保全費	8,891
その他の費用	7,951
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲1)
共済事業総利益	836,107
(5) 購買事業収益	6,254,528
購買品供給高	5,932,351
修理サービス料	264,951
その他の収益	57,224
(6) 購買事業費用	4,984,169
購買品供給原価	4,798,631
購買品供給費	104,965
修理サービス費	2,788
その他の費用	77,784
(うち貸倒引当金繰入額)	(585)
購買事業総利益	1,270,358
(7) 販売事業収益	814,930
販売品販売高	161,853
販売手数料	303,914
精米小売販売手数料	306,384
その他の収益	42,777
(8) 販売事業費用	168,022
販売品販売原価	128,097
販売費	14,786
その他の費用	25,138
販売事業総利益	646,908

科 目	令和元年度 (自平成 31 年 3 月 1 日 至令和 2 年 2 月 29 日)
(9) 保管事業収益	79,289
(10) 保管事業費用 保管事業総利益	37,279 42,010
(11) 加工事業収益	116,927
(12) 加工事業費用 加工事業総利益	84,390 32,536
(13) 利用事業収益	353,765
(14) 利用事業費用 利用事業総利益	133,518 220,246
(15) その他事業収益	209,612
(16) その他事業費用 その他事業総利益	72,861 136,751
(17) 指導事業収入	34,331
(18) 指導事業支出 指導事業収支差額	91,968 ▲57,636
2 事業管理費	3,877,715
(1) 人件費	2,703,476
(2) 業務費	365,285
(3) 諸税負担金	98,476
(4) 施設費	705,389
(5) その他事業管理費	5,087
事業利益	210,780
3 事業外収益	153,136
(1) 受取雑利息	7,890
(2) 受取出資配当金	60,433
(3) 貸料	21,287
(4) しいたけ関連収益	26,806
(5) 雜収入	36,719
4 事業外費用	38,572
(1) 支払雑利息	1,376
(2) 寄付金	1,924
(3) しいたけ関連費用	26,806
(4) 貸倒引当金繰入額	3,935
(5) 雜損失	4,529
経常利益	325,344
5 特別利益	12,372
(1) 固定資産処分益	152
(2) 一般補助金	12,220
6 特別損失	27,990
(1) 固定資産処分損	671
(2) 固定資産圧縮損	5,570
(3) 減損損失	21,748
税引前当期利益	309,725
7 法人税・住民税及び事業税	79,410
8 法人税等調整額(控除)	▲8,480
9 法人税等合計	70,929
10 当期剰余金	238,795
11 当期首繰越剰余金	163,465
12 当期末処分剰余金	402,261

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科	目	令和元年度 (自平成31年3月1日 至令和2年2月29日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益		309,725
減価償却費		298,011
減損損失		21,748
貸倒引当金の増減額（▲は減少）		▲10,600
賞与引当金の増減額（▲は減少）		▲3,022
退職給付引当金の増減額（▲は減少）		▲288
その他引当金等の増減額（▲は減少）		7,496
信用事業資金運用収益		▲1,056,262
信用事業資金調達費用		38,552
共済貸付金利息		—
共済借入金利息		—
受取雑利息及び受取出資配当金		▲68,323
支払雑利息		1,376
有価証券関係損益（▲は益）		1,188
固定資産売却損益（▲は益）		519
外部出資関係損益（▲は益）		—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		—
貸出金の純増（▲）減		379,307
預金の純増（▲）減		▲1,887,000
貯金の純増減（▲）		2,367,179
信用事業借入金の純増減（▲）		▲50,177
その他の信用事業資産の純増減		144,704
その他の信用事業負債の純増減		136,640
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		—
共済貸付金の純増（▲）減		—
共済借入金の純増減（▲）		—
共済資金の純増減（▲）		▲41,456
未経過共済付加収入の純増減		▲16,212
その他の共済事業資産の純増減		347
その他の共済事業負債の純増減		▲2,280
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		—
受取手形及び経済事業未収金の純増（▲）減		27,953
経済受託債権の純増（▲）減		▲258,524
棚卸資産の純増（▲）減		14,747
支払手形及び経済事業未払金の純増減（▲）		▲28,945
経済受託債務の純増減（▲）		75,308
その他の経済事業資産の純増減		553
その他の経済事業負債の純増減		77
(その他の資産及び負債の増減)		—
その他の資産の純増減		▲286,345
その他の負債の純増減		▲34,346
未払消費税等の増減額		▲72,672
信用事業資金運用による収入		865,147
信用事業資金調達による支出		▲44,470
共済貸付金利息による収入		—
共済借入金利息による支出		—
事業分量配当金の支払額		▲82,556
小計		747,100

雑利息及び出資配当金の受取額	68,323
雑利息の支払額	▲1,376
法人税等の支払額	▲39,890
事業活動によるキャッシュ・フロー	774,156
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	—
有価証券の取得による支出	▲3,770,471
有価証券の売却・償還による収入	3,466,787
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
固定資産の取得による支出	▲97,817
固定資産の売却による収入	38,552
補助金の受入による収入	12,220
外部出資による支出	▲68
外部出資の売却等による収入	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲350,791
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	—
設備借入れによる収入	—
設備借入金の返済による支出	▲53,100
出資の増額による収入	833,658
出資の払戻しによる支出	▲850,080
回転出資金の受入による収入	—
回転出資金の払戻しによる支出	—
持分の取得による支出	▲5,740
持分の譲渡による収入	3,752
出資配当金の支払額	▲42,215
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲113,725
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—
5 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	309,638
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,413,123
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,722,762



4. 注記表

令和元年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 : 債却原価法（定額法）
- ② 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①購買品（農機・車両・ガスの製品）
 - ・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ②購買品（A コープ・農機・車両・ガスの部品）
 - ・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③販売品（直売所買取販売品）
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ④販売品（玄米精米販売品）
 - ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ⑤購買品（上記以外）
 - ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、カントリー事業全般及びしいたけ関連設備、西瓜選果機、リースハウス設備の機械装置は定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお自社用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部審査課が2次審査を行い、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

（原則法適用部分）

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、当事業年度に費用処理しています。

（簡便法適用部分）

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする J A ポイントサービスに基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 4,623,680 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 2,207,657 千円	機械及び装置 1,962,088 千円	その他 453,934 千円
-----------------	---------------------	----------------

(2) 担保に供されている資産

定期預金 1,000,000 千円を為替決済取引に関する決済保証金として担保に供しています。

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

(3) 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	163 千円
-----------------	--------

子会社等に対する金銭債務の総額	727 千円
-----------------	--------

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	2,855 千円
-------------------	----------

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は 706,427 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 50,318 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 756,746 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	2,973 千円
うち事業取引高	2,973 千円
② 子会社等との取引による費用総額	2,283 千円
うち事業取引高	2,283 千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・燃料・車両・葬祭・A コープについては店舗ごとに、また、業務外固定資産（遊休・賃貸）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店・農業関連施設等については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与することから、JA 全体の共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は以下のとおりです。

No.	場所	用途	種類	その他
1	車両修理販売しおざわ	営業用店舗	建物	
2	Aコープしおざわ店	営業用店舗	器具備品	
3	Aコープ上田店	営業用店舗	器具備品	
4	六日町スタンド	営業用店舗	土地	
5	湯沢町大字三国(苗場店舗)	賃貸用資産	建物・土地	業務外固定資産
6	六日町北沖(南魚沼市図書館等底地)	賃貸用資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

①のNo. 1からNo. 4の営業用店舗については、当該店舗の営業収支が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

①のNo. 5からNo. 6の賃貸用資産の業務外固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

No.	場所	減損損失額	内訳
1	車両修理販売しおざわ	13, 534千円	建物13, 534千円
2	Aコープしおざわ店	410千円	器具備品410千円
3	Aコープ上田店	126千円	器具備品126千円
4	六日町スタンド	418千円	土地418千円
5	湯沢町大字三国(苗場店舗)	3, 704千円	建物199千円、土地3, 504千円
6	六日町北沖(南魚沼市図書館等底地)	3, 554千円	土地3, 554千円

④ 回収可能価額の算定方法

①のNo. 1からNo. 6の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

(3) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管

理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用します。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が852,708千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	80,891,816	80,913,786	21,969
有価証券			
満期保有目的の債券	1,159,971	1,174,898	14,926
その他有価証券	7,463,985	7,463,985	-
貸出金	33,026,890		
貸倒引当金(＊)	▲394,601		
貸倒引当金控除後	32,632,288	34,276,025	1,643,737
経済受託債権	1,635,091	1,635,091	-
資産計	123,783,154	125,463,787	1,680,632
貯金	119,089,228	119,133,862	44,634
負債計	119,089,228	119,133,862	44,634

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

c) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

d) 経済受託債権

経済受託債権は、1年以内に精算されると見込まれることから、貸借対照表計上額を時価としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（＊）	4,294,606

(＊) 市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	79,516,816	1,375,000				
有価証券						
満期保有目的の債券	660,000	400,000	100,000			
その他有価証券のうち満期があるもの	560,000	960,000	360,000	299,000	560,000	4,400,000
貸出金（＊1,2,3）	3,695,852	2,832,750	2,062,978	1,924,052	1,953,017	20,351,085
経済受託債権	1,635,091					
合 計	86,067,761	5,567,750	2,522,978	2,223,052	2,513,017	24,751,085

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）495,494千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(＊2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等182,046千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(＊3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部未実行案件25,105千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊1）	104,314,875	6,637,194	5,946,871	1,053,717	697,375	439,193

(＊1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるも の	国債	199,921	202,260
	地方債	700,082	709,810
	政府保証債	199,967	202,740
	金融債	60,000	60,088
合 計	1,159,971	1,174,898	14,926

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取 得原価又は償却原価を 超えるもの	国債	1,224,519	1,199,978
	地方債	3,250,766	3,048,376
	政府保証債	102,600	99,933
	社債	2,482,710	2,412,801
小計	7,060,595	6,761,090	299,504
貸借対照表計上額が取 得原価又は償却原価を 超えないもの	社債	403,390	404,401
	小計	403,390	404,401
合 計	7,463,985	7,165,492	298,493

(*) なお、上記評価差額から繰延税金負債 82,563 千円を差し引いた額 215,930 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、准職員と福祉職員については、准職員退職給与規程及び福祉事業給与規程に基づき、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,398,945 千円
勤務費用	164,419 千円
利息費用	2,116 千円
数理計算上の差異の発生額	24,530 千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>▲258,008 千円</u>
期末における退職給付債務	2,332,003 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,854,902 千円
期待運用収益	12,933 千円
数理計算上の差異の発生額	▲667 千円
特定退職金共済制度への拠出金	108,022 千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>▲182,033 千円</u>
期末における年金資産	1,793,157 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,332,003 千円
<u>特定退職金共済制度</u>	<u>▲1,793,157 千円</u>
<u>未積立退職給付債務</u>	<u>538,846 千円</u>
貸借対照表計上額純増	538,846 千円
退職給付引当金	538,846 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	164,419 千円
利息費用	2,116 千円
期待運用収益	▲12,933 千円
<u>数理計算上の差異の費用処理額</u>	<u>25,198 千円</u>
合計	178,800 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	66%
年金保険投資	24%
現金及び預金	6%
<u>その他</u>	<u>4%</u>
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00% ~ 0.38%

長期期待運用収益率 0.77%

(9) 特例業務負担金に関する注記

人件費（うち福利厚生費）及び事業費用の一部には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,591千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、403,283千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	149,044
賞与引当金	60,952
貸倒引当金超過額	91,135
固定資産評価損否認額	52,156
その他	81,031
繰延税金資産小計	434,321
評価性引当額	▲ 186,416
繰延税金資産合計（A）	247,904
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	▲ 82,563
繰延税金負債合計（B）	▲ 82,563
繰延税金資産の純額（A）+（B）	165,341

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.42%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.69%
住民税均等割額	0.87%
事業分量配当	▲7.90%
税額控除	▲0.21%
評価性引当額の増減	0.92%
その他	▲0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.90%

(追加情報) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を当事業年度から適用しています。

8. 合併に関する注記

当組合は、新設合併により設立されています。

- (1) 消滅組合の名称 魚沼みなみ農業協同組合及びしおざわ農業協同組合
- (2) 合併の目的 より強固な経営基盤の確立による組合員メリットの創出
- (3) 合併日 平成31年3月1日
- (4) 新設組合の名称 みなみ魚沼農業協同組合
- (5) 合併比率及び算定方法 1対1の対等合併
- (6) 出資1口当たりの金額 500円
- (7) 合併消滅組合から継承した資産、負債、純資産の額及び主な内訳
 資産 133,077,848千円（うち預金 78,826,438千円、有価証券 8,278,651千円、
 貸出金 33,406,197千円、経済事業未収金 688,619千円）
 負債 120,036,990千円（うち貯金 116,722,048千円）
 純資産 13,040,858千円（うち出資金 2,112,491千円）
 なお、これらについては帳簿価格で評価しています。

9. その他の注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
 当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関し、資産除去債務を計上しています。
- (2) 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	<u>19,650千円</u>
期末残高	19,650千円

(注) 平成 23 年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準 18 号平成 20 年 3 月 31 日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日) を適用したことによる当期期首時点における残高です。

10. キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	81,647,562 千円
----------	---------------

別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲79,924,800 千円
-------------------	----------------

現金及び現金同等物	1,722,762 千円
-----------	--------------

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度)
1 当期末処分剰余金	402,261
2 任意積立金取崩額	765,000
特別積立金(*1)	60,000
特例特別積立金(*2)	105,000
高齢者福祉事業推進積立金(*3)	100,000
米穀流通対策積立金(*4)	200,000
施設整備積立金(*5)	300,000
3 剰余金処分額	1,004,911
(1) 任意積立金 (うち特別積立金) (*6)	874,610 (105,000)
(うち税効果調整積立金)	(15,610)
(うち施設更新積立金) (*7)	(447,000)
(うちリスク管理積立金) (*8)	(247,000)
(うち農業者応援積立金) (*9)	(60,000)
(2) 出資配当金 普通出資に対する配当金	41,832
(3) 事業分量配当金	88,468
4 次期繰越剰余金	162,349

- *1 農業者応援積立金を設定するための一部取り崩し。
- *2 特例特別積立金の積み替えに伴う取り崩し。
- *3 高齢者福祉事業推進積立金規程の廃止に伴う取り崩し。
- *4 米穀流通対策積立金規程の廃止に伴う取り崩し。
- *5 施設整備積立金規程の廃止に伴う取り崩し。
- *6 特例特別積立金の積み替え。
- *7 施設更新積立金の内訳は、高齢者福祉事業推進積立金及び施設整備積立金の積み替えによる 400,000 千円と当期積立額 47,000 千円の合算。
- *8 リスク管理積立金の内訳は、米穀流通対策積立金の積み替えによる 200,000 千円と当期積立額 47,000 千円の合算。
- *9 創造的自己改革の加速に向け、農業者応援積立金規程を設定。

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

【令和元年度 2.0%】

2. 出資配当金は普通貯金に振り込みます。
3. 事業分量配当金は以下のとおりとし、10%の消費税相当額を加えた金額を普通貯金に振り込みます。

【令和元年産米出荷 60kgあたり 400 円】(令和 2 年 2 月末までの出荷が対象)

(消費税法では農協の事業分量配当は売上金額の返還とみなされていますので、事業分量配当金額に応じた消費税相当額を配当時にお返しするものです)

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

【令和元年度 12,000 千円】

5. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び目的、目標額、取崩基準等は、次のとおりです。

○目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等

種類	税効果調整積立金	施設更新積立金	リスク管理積立金	農業者応援積立金
積立目的	自己資本比率を維持向上させ、信用事業を中心とした本組合の事業が円滑に運営されるための基盤強化に資するため。	将来の施設更新・改善・処分又は新たな事業展開を図るための施設取得にあたり、取得後等の経営負担の軽減と財務の健全化に資するため。	不良債権処理や有価証券運用のリスク負担、農畜産物販売・流通に関するリスク及び会計諸施策適用に関するリスクによる損失発生のてん補に資するため。	當農指導事業の充実と意欲ある農業者が「農業所得増大・農業生産拡大」に向けた取り組みを促進し、以て農業経営の安定と後継者等の育成に資するため。
目標額	—	2,000,000 千円	2,000,000 千円	60,000 千円
取崩基準	事業年度末において、前年度末積立金額が当年度末における税務上の（一時差異の金額×法定実効税率）の額を上回った場合、上回った金額を取り崩す。	施設の取得及び修繕を行った場合、取得・修繕にかかる毎年度の減価償却費相当額を限度に取り崩す。また、組合施設の処分を行った場合、処分費用相当額を限度に取り崩す。	不良債権、有価証券、預け金、外部出資、固定資産、農畜産物販売流通等、農林年金制度特例業務負担金及びその他事業のリスクに関する区分で、損失処理するにあたり、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額等を限度に取り崩す。	南魚沼地域における農業の持続的な発展に寄与する農業者のために行う農業支援について必要額を取り崩す。

6. 部門別損益計算書

令和元年度

(単位:千円)

区分	合計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 事 業	関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共通管理費等
事業収益 ①	13,257,959	1,131,973	893,265	6,863,093	4,338,429	31,197		
事業費用 ②	9,169,464	170,760	57,158	5,564,253	3,295,206	82,085		
事業総利益 ③ (①-②)	4,088,495	961,213	836,107	1,298,839	1,043,223	▲ 50,887		
事業管理費 ④	3,877,715	835,703	485,840	1,281,372	1,119,891	154,906		
(うち減価償却費 ⑤)	(275,192)	(18,109)	(6,181)	(188,535)	(59,537)	(2,828)		
(うち人件費 ⑤')	(2,703,476)	(578,393)	(405,228)	(767,690)	(817,729)	(134,434)		
※うち共通管理費 ⑥		178,498	109,443	219,044	184,269	13,991	▲ 705,247	
(うち減価償却費 ⑦)		(6,078)	(4,019)	(5,668)	(4,768)	(362)	(▲ 20,896)	
(うち人件費 ⑦')		(75,469)	(46,497)	(125,246)	(105,361)	(8,000)	(▲ 360,575)	
事業利益 ⑧ (③-④)	210,780	125,509	350,266	17,467	▲ 76,668	▲ 205,794		
事業外収益 ⑨	153,136	25,155	21,387	73,192	30,608	2,791		
※うち共通分 ⑩	-	24,218	14,648	31,339	26,362	2,002	▲ 98,571	
事業外費用 ⑪	38,572	1,901	1,129	33,167	2,232	142		
※うち共通分 ⑫	-	1,332	778	1,253	1,054	80	▲ 4,500	
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	325,344	148,763	370,525	57,492	▲ 48,292	▲ 203,145		
特別利益 ⑭	12,372	73	41	8,332	3,924	-		
※うち共通分 ⑮		73	41	-	-	-	▲ 115	
特別損失 ⑯	27,990	1,489	918	4,829	20,591	162		
※うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0	
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	309,725	147,348	369,648	60,996	▲ 64,959	▲ 203,307		
営農指導事業分配賦額 ⑲		5,452	5,047	188,435	4,371	▲ 203,307		
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	309,725	141,895	364,600	▲ 127,438	▲ 69,331			

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値により配賦割合を算出

(2) 営農指導事業

(部門均等割+事業総利益割)の平均値により配賦割合を算出

※指導費配賦において、生産調整改善費・教育情報費は全部門配賦とし、それ以外は農業関連事業に全額配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 事 業	関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	合 計
共通管理費等	25.31%	15.52%	31.06%	26.13%	1.98%		100.00%
営農指導事業	2.68%	2.48%	92.68%	2.15%			100.00%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認 (要請及び取り組み方針)

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成31年3月1日から令和2年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年6月30日
みなみ魚沼農業協同組合

代表理事組合長 井口 啓一

【Ⅱ 損益の状況】

1. 最近の事業年度の主要な経営指標

(単位 : 千円、口、人、%)

項目	令和元年度
経常収益（事業収益）	13,257,959
信用事業収益	1,131,973
共済事業収益	893,265
農業関連事業収益	6,894,291
その他事業収益	4,338,429
経常利益	325,344
当期剰余金	238,795
出資金	2,096,069
（出資口数）	4,192,139
純資産額	13,167,441
総資産額	135,522,380
貯金等残高	119,089,228
貸出金残高	33,026,890
有価証券残高	8,623,957
剩余金配当金額	130,301
出資配当額	41,832
事業利用分量配当額	88,468
職員数	555
単体自己資本比率（新基準）	24.79

2. 利益総括表

(単位 : 千円)

項目	令和元年度
資金運用収支	1,015,909
役務取引等収支	33,048
その他信用事業収支	▲87,744
信用事業粗利益	961,213
（信用事業粗利益率）	(0.79%)
事業粗利益	4,088,495
（事業粗利益率）	(2.81%)

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度		
	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	120,905,085	1,054,461	0.87
うち預金	79,585,547	455,181	0.57
うち有価証券	8,332,597	88,674	1.06
うち貸出金	32,986,941	429,416	1.30
資金調達勘定	117,839,859	38,552	0.03
うち貯金・定期積金	117,236,391	32,649	0.02
うち譲渡性貯金	—	—	—
うち借入金	151,084	767	0.50
総資金利ざや	—	—	0.13

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り+経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄
 増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和元年度増減額
受 取 利 息	—
うち預金	—
うち有価証券	—
うち貸出金	—
その他	—
支 払 利 息	—
うち貯金・定期積金	—
うち譲渡性貯金	—
うち借入金	—
その他	—
差 引	—

- (注) 合併初年度の為記載いたしません。

【III事業の概況】

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種類	令和元年度
流動性貯金	48,650,659
	(41.50)
定期性貯金	68,549,988
	(58.47)
その他の貯金	37,346
	(0.03)
計	117,237,994
	(100.00)
譲渡性貯金	—
	—
合計	117,237,994
	(100.00)

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：千円、%)

種類	令和元年度
定期貯金	65,548,148
	(100.00)
うち固定金利定期	65,544,167
	(99.99)
うち変動金利定期	3,981
	(0.01)

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種類	令和元年度
手形貸付	145,443
証書貸付	29,516,691
当座貸越	554,783
割引手形	3,450
金融機関貸付	2,756,939
合計	32,977,309

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種類	令和元年度
固定金利貸出	26,465,035
	(80.14)
変動金利貸出	5,906,674
	(17.88)
その他	655,180
	(1.98)
合計	33,026,890
	(100.00)

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分が困難なものです。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和元年度
貯金・定期積金等	803,981
有価証券	—
動産	—
不動産	668,306
その他担保物	231,407
小計	1,703,695
農業信用基金協会保証	21,605,001
その他保証	3,071,679
小計	24,676,681
信用	6,646,513
合計	33,026,890

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和元年度
貯金・定期積金等	—
有価証券	—
動産	—
不動産	—
その他担保物	—
小計	—
信用	—
合計	—

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種類	令和元年度
設備資金	27,352,090
	(82.82)
運転資金	5,674,799
	(17.18)
合計	33,026,890
	(100.00)

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種類	令和元年度
農業	3,975,489
	(12.04)
林業	52,402
	(0.16)
水産業	—
	—
製造業	3,731,131
	(11.30)
鉱業	41,187
	(0.12)
建設・不動産業	5,049,119
	(15.29)
電気・ガス・熱供給水道業	138,568
	(0.42)
運輸・通信業	920,411
	(2.79)
金融・保険業	3,118,462
	(9.44)
卸売・小売・サービス業・飲食業	8,545,435
	(25.87)
地方公共団体	1,818,909
	(5.51)
その他	5,635,769
	(17.06)
合計	33,026,890
	(100.00)

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

a) 営農類型別

(単位：千円)

種類	令和元年度
農業	2,489,445
穀作	1,473,144
野菜・園芸	259,124
果樹・樹園農業	—
工芸作物	—
養豚・肉牛・酪農	59,247
養鶏・養卵	—
養蚕	—
その他農業	697,928
農業関連団体等	—
合計	2,489,445

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に關係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

b) 資金種類別

[貸出金]

(単位：千円)

種類	令和元年度
プロパー資金	2,216,442
農業制度資金	273,003
農業近代化資金	146,448
その他制度資金	126,555
合計	2,489,445

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：千円)

種類	令和元年度
日本政策金融公庫資金	—
その他	—
合計	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧リスク管理債権の状況

(単位：千円)

区分	令和元年度
破綻先債権額	—
延滞債権額	706,427
3ヵ月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	50,318
合 計	756,746

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	211,976	67,710	23,250	121,016	211,976
危険債権	令和元年度	494,450	222,472	98,323	173,655	494,450
要管理債権	令和元年度	50,318	30,587	1,154	165	31,907
小 計	令和元年度	756,746	320,770	122,728	294,836	738,335
正常債権	令和元年度	32,307,609				
合 計	令和元年度	33,064,355				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

- ⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
・該当する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和元年度				期末 残高	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額			
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	116,164	107,168	—	116,164	107,168	
個別貸倒引当金	338,891	337,287	580	338,311	337,287	
合計	455,056	444,455	580	454,476	444,455	

⑫貸出金償却の額

(単位：千円)

項目	令和元年度
貸出金償却額	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種類	令和元年度		
	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	4,234	24,025
	金額	1,373,528	3,487,174
代金取立為替	件数	4	1
	金額	1,506	215
雜為替	件数	70	32
	金額	10,557	9,971
合計	件数	4,308	24,058
	金額	1,385,592	3,497,361

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種類	令和元年度
国債	1,667,755
地方債	4,022,010
政府保証債	374,838
金融債	67,650
短期社債	—
社債	2,219,782
株式	—
その他の証券	—
合計	8,352,037

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

- ・該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種類	1年以下	1年超3年 以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和元年度								
国債	359,918	919,982	119,999	—	—	—	—	1,399,900
地方債	699,993	700,001	139,368	102,139	1,310,817	796,139	—	3,748,458
政府保証債	99,995	199,905	—	—	—	—	—	299,900
金融債	60,000	—	—	—	—	—	—	60,000
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	602,070	—	1,000,000	1,215,133	—	2,817,203
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 金額は期末日における簿価額によっています。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：千円)

	令和元年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	令和元年度		
		時価	差額	
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	199,921	202,260	2,338
	地方債	700,082	709,810	9,727
	政府保証債	199,967	202,740	2,772
	金融債	60,000	60,088	88
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他の証券	—	—	—
	小計	1,159,971	1,174,898	14,926
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他の証券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,159,971	1,174,898	14,926

[その他有価証券]

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	令和元年度		
		取得原価	差額	
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	1,224,519	1,199,978	24,540
	地方債	3,250,766	3,048,376	202,389
	短期社債	—	—	—
	社債	2,482,710	2,412,801	69,908
	その他の証券	102,600	99,933	2,666
	小計	7,060,595	6,761,090	299,504
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	403,390	404,401	▲1,011
	その他の証券	—	—	—
	小計	403,390	404,401	▲1,011
合計		7,463,985	7,165,492	298,493

②金銭の信託の時価情報等
・該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
・該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	2,754,512
	定期生命共済	1,000,100
	養老生命共済	544,420
	うちこども共済	383,600
	医療共済	65,000
	がん共済	—
	定期医療共済	—
	介護共済	205,525
	年金共済	—
建物更生共済		38,830,300
合計		43,399,857
		444,739,403

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（附加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	新契約高	保有高
医療共済	2,938	71,555
がん共済	853	10,664
定期医療共済	—	2,599
合計	3,791	84,818

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	新契約高	保有高
介護共済	244,522	1,767,045
生活障害共済（一時金型）	171,200	313,200
生活障害共済（定期年金型）	31,300	51,680
合計	447,022	2,131,925

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	新契約高	保有高
年金開始前	338,930	2,194,776
年金開始後	—	1,565,444
合計	338,930	3,760,220

(注) 金額は年金金額（利率変動型年金にあっては、最低保障年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	金額	掛金
火災共済	38,862,560	38,233
自動車共済	—	705,338
傷害共済	91,661,700	13,330
団体定期生命共済	—	—
定額定期生命共済	4,000	24
賠償責任共済	—	1,119
自賠責共済	—	106,162
合計	—	864,209

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	供給高	粗収益
肥料	512,045	74,228
農薬	365,201	52,306
飼料	57,886	2,655
農業機械	705,144	116,975
自動車	834,475	93,016
燃料	647,337	65,623
その他	353,898	50,798
合計	3,475,988	455,604

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	受入高	手数料
米	3,820,225	165,457
大豆	682	20
野菜	80,121	2,158
果実	448,187	13,861
茸類	1,647,925	48,176
花き・花木	59,807	1,752
畜産	256,408	2,589
藁工芸	16,669	515
直売所取扱品	287,851	69,373
その他	251	7
合計	6,618,132	303,914

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	受入高	粗収益
直売所	131,964	33,756
合計	131,964	33,756

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和元年度
収 益	保管料	48,084
	荷役料	—
	その他収益	31,204
	計	79,289
費 用	倉庫材料費	365
	倉庫労務費	12,076
	その他費用	24,837
	計	37,279
差 引		42,010

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和元年度
カントリー	収 益	213,851
	費 用	53,703
	差 引	160,148
利用	収 益	30,744
	費 用	31,669
	差 引	▲925
種菌	収 益	23,267
	費 用	4,085
	差 引	19,182
育苗	収 益	85,902
	費 用	44,061
	差 引	41,841
計	収 益	353,765
	費 用	133,518
	差 引	220,246

(6) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和元年度
加工	収 益	78,249
	費 用	55,524
	差 引	22,725
特產品	収 益	38,677
	費 用	28,866
	差 引	9,811
計	収 益	116,927
	費 用	84,390
	差 引	32,536

(7) 農地利用集積円滑化事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和元年度
農地利用	収 益	12,424
	費 用	10,680
	差 引	1,743

(8) その他事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和元年度
受渡	収 益	18,052
	費 用	22,622
	差 引	▲4,570

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種類	令和元年度	
	供給高	粗収益
食品	米	—
	生鮮食品	465,948
	一般食品	739,732
衣料品	4,859	643
耐久消費財	636	94
日用保健雑貨	44,981	4,561
家庭燃料	644,423	222,144
その他	555,781	223,214
合計	2,456,363	678,115

(2) 福祉事業取扱実績

(単位：千円)

項目	令和元年度
福祉	収益
	費用
	差引

5. 指導事業

(単位：千円)

項目	令和元年度
収入	指導補助金
	賦課金収入
	実費収入
	その他指導収入
	計
支出	営農改善費
	生活改善費
	教育情報費
	組織活動費
	計
	差引

【IV経営諸指標】

1. 利益率

(単位 : %)

項目	令和元年度
総資産経常利益率	0.22
資本経常利益率	2.54
総資産当期純利益率	0.16
資本当期純利益率	1.86

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剩余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剩余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位 : %)

区分	令和元年度
貯貸率	期末
	27.73
貯証率	期中平均
	28.12
貯証率	期末
	7.24
	期中平均
	7.12

- (注) 1. 貯貸率（期末）=貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）=貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）=有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位 : 千円)

項目	令和元年度
信用事業	貯金残高
	1,232,807
貸出金残高	341,893
共済事業	長期共済保有高
経済事業	購買品取扱高
販売事業	販売品取扱高

4. 一店舗当たり指標

(単位 : 千円)

項目	令和元年度
貯金残高	8,506,373
貸出金残高	2,359,063
長期共済保有高	31,767,100
購買品供給高	269,652

【V自己資本の充実の状況】

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	当期末
<コア資本に係る基礎項目>	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,820,210
うち、出資金及び資本準備金の額	2,096,069
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	10,859,890
うち、外部流出予定額(▲)	131,301
うち、上記以外に該当するものの額	▲4,448
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	107,168
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	107,168
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
うち、回転出資金の額	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	12,927,378
<コア資本に係る調整項目>	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)を除く。)の額の合計額	12,796
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12,796
繰延税金資産(一時差異に係るもの)を除く。)の額	—
適格引当金不足額	—

項目	当期末
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	12,796
<自己資本>	
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	12,914,581
<リスク・アセット等>	
信用リスク・アセットの額の合計額	44,469,061
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	▲2,167,286
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	
うち、繰延税金資産	
うち、前払年金費用	

項目		当期末
	うち、他の金融機関等向けエクスポート	▲2,167,286
	うち、土地再評価と再評価直前の帳簿価格の差額に係るもの額	—
	うち、上記以外に該当するものの額	—
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,609,700
	信用リスク・アセット調整額	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
	リスク・アセット等の額の合計額 (二)	52,078,761
<自己資本比率>		
	自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	24.79%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。



2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和元年度		
信用リスク・アセット		エクspoージャー の期末残高 a	リスク・アセット額 b = a × 4 %	所要自己資本額
現金		755,745	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け		1,405,178	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		5,585,213	—	—
地方公共団体金融機関向け		100,388	—	—
我が国の政府関係機関向け		501,887	30,166	1,206
地方三公社向け		100,967	0	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け		82,479,134	16,495,827	659,833
法人等向け		2,685,642	1,922,708	76,908
中小企業等向けおよび個人向け		4,788,804	2,826,703	113,068
抵当権付住宅ローン		342,934	117,075	4,683
不動産取得等事業向け		741,722	716,969	28,678
三ヶ月以上延滞等		138,290	134,244	5,369
取立未済手形		17,643	3,528	141
信用保証協会等による保証付		21,653,778	2,126,093	85,043
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—
出資等		542,740	542,740	21,709
(うち出資等のエクspoージャー)		542,740	542,740	21,709
(うち重要な出資のエクspoージャー)		—	—	—
上記以外		13,560,749	21,720,290	868,811
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資およびその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外ものに係るエクspoージャー)		1,444,857	3,612,143	144,485
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクspoージャー)		3,751,865	9,379,664	375,186
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)		252,797	631,994	25,279
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)		—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)		—	—	—
(うち上記以外のエクspoージャー)		8,111,228	8,096,487	323,859
証券化		—	—	—
(うちSTC要件適用分)		—	—	—
(うち非STC要件適用分)		—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー		—	—	—
(うちルックスルーワ方式)		—	—	—
(うちマンデート方式)		—	—	—
(うち蓋然性方式250%)		—	—	—
(うち蓋然性方式400%)		—	—	—
(うちフォールバック方式)		—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額		—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)		—	—	—
上記以外		—	—	—
標準的手法を適用するエクspoージャー計		—	—	—
CVAリスク相当額÷8%		—	—	—
中央清算機関関連エクspoージャー		—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		135,400,822	46,636,347	1,865,453
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
所要自己資本額		7,609,700	304,388	
		リスク・アセット等(分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		52,078,791	2,083,151	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスボージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAではオペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益} \text{ (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチ・レーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスボージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスボージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスボージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスボージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポートジャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートジャーの期末残高

(単位：千円)

		令和元年度				三月以上延滞 エクスポートジャー
信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国内		135,738,109	32,548,873	8,350,191	—	303,193
国外		—	—	—	—	—
地域別残高計		135,738,109	32,548,873	8,350,191	—	303,193
法人	農業	831,022	823,022	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—
	製造業	3,451	3,451	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	61,277	61,277	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,412,664	386	1,412,278	—	—
	運輸・通信業	1,111,824	—	1,111,824	—	—
	金融・保険業	83,941,634	2,947,190	60,025	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	533,636	331,918	200,000	—	13,616
	日本国政府・地方公共団体	6,990,392	1,826,074	5,164,317	—	—
	上記以外	4,803,090	100,079	401,746	—	1,658
	個人	27,044,438	26,455,473	—	—	287,472
	その他	9,004,676	—	—	—	445
業種別残高計		135,738,109	32,548,873	8,350,191	—	303,193
1年以下		81,761,830	778,095	1,222,895	—	
1年超3年以下		5,046,682	1,833,461	1,826,335	—	
3年超5年以下		3,245,992	2,382,154	863,838	—	
5年超7年以下		1,780,607	1,678,092	102,514	—	
7年超10年以下		4,454,802	2,136,354	2,318,448	—	
10年超		25,398,592	23,382,433	2,016,159	—	
期限の定めのないもの		14,049,601	358,282	—	—	
残存期間別残高計		135,738,109	32,548,873	8,350,191	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポートジャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートジャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和元年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	116,164	107,168	—	116,164	107,168
個別貸倒引当金	338,891	337,287	580	338,311	337,287

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

法人	令和元年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
			目的使用	その他			
国内	338,891	337,287	580	338,311	337,287		
国外	—	—	—	—	—		
地域別計	338,891	337,287	580	338,311	337,287		
農業	—	—	—	—	—	—	
林業	—	—	—	—	—	—	
水産業	—	—	—	—	—	—	
製造業	—	—	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	—	—	
建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	
卸売・小売・飲食・サービス業	115,046	123,012	580	114,466	123,012	—	
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	
上記以外	8,466	2,480	—	8,466	2,480	—	
個人	215,378	221,794	0	215,378	221,794	—	
業種別計	338,891	347,287	580	338,311	347,287	—	

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

	令和元年度			
	格付 あり	格付 なし	計	
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	—	7,746,137	7,746,137
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	22,256,055	22,256,055
	リスク・ウエイト20%	81,503,777	1,093,966	82,597,744
	リスク・ウエイト35%	—	342,934	342,934
	リスク・ウエイト50%	1,420,482	192,474	1,612,956
	リスク・ウエイト75%	—	4,834,555	4,834,555
	リスク・ウエイト100%	1,002,122	11,262,078	12,264,200
	リスク・ウエイト150%	—	78,860	78,860
	リスク・ウエイト200%	—	—	—
	リスク・ウエイト250%	—	4,004,663	4,004,663
	その他	—	12,796	12,796
	リスク・ウエイト1250%	—	—	—
計		83,926,382	51,824,523	135,750,906

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーナーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーナーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャーナーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーナー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートナーの額

(単位：千円)

区分	令和元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	100,388	—
我が国の政府関係機関向け	—	200,226	—
地方三公社向け	—	100,967	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	6,429	—	—
中小企業等向け及び個人向け	60,434	582,077	—
抵当権住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	1,402	—	—
三月以上延滞等	1,104	927	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	8,334	—
合計	69,370	992,922	—

- (注) 1. 「エクスポートナー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートナーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポートナー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートナーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートナーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- ・該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポートジャヤーに関する事項

- ・該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートジャヤー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポートジャヤーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—
非上場	4,294,607	4,294,607
合 計	4,294,607	4,294,607

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和元年度		
売却益	売却損	償却額
—	—	—

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和元年度	
評価益	評価損
—	—

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

令和元年度	
評価益	評価損
—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項金利リスクに関する事項

	令和元年度
ルックスルーワイドを適用するエクスポージャー	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—

9. 金利リスクに関する事項

（1）金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、市場金利が上下に1%変動した時に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(ヨア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle E V E$ および $\angle N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません

◇ \angle EVEおよび \angle NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

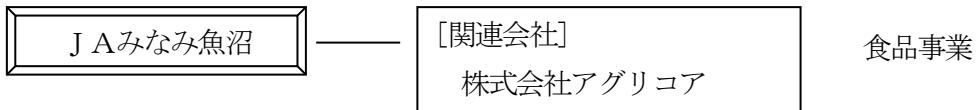
(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク						
項目番号	リスク要因	イ	ロ	ハ	ニ	
		△EVE		△NII		
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	上方パラレルシフト	1,596				
2	下方パラレルシフト	—				
3	ステイープ化	1,347				
4	フラット化	20				
5	短期金利上昇	37				
6	短期金利低下	—				
7	最大値	1,596				
		ホ		ヘ		
		当期末		前期末		
8	自己資本の額		12,833			

【VI連結情報】

1. グループの事業系統図

J Aみなみ魚沼のグループは、当 J A、関連法人等 1 社で構成されています。
このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社はありません。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

名 称	株式会社アグリコア
主たる営業所又は事務所の所在地	新潟県南魚沼市浦佐 5531 番地 1
事 業 の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・ワイナリー・レストラン・ワイン用ぶどうの試験栽培
設 立 年 月 日	平成 8 年 11 月 7 日
資本金又は出資金	95,600 千円
当 J A の議決権比率	15.7%
他の子会社等の議決権比率	0%

3. 連結事業概況（令和元年度）

（1） 事業の概況

令和元年度の当JAの連結決算は、子会社・子法人等を連結せず、関連法人等1社に対して持分法を適用しております。

（2） 連結子会社等の事業概況

株式会社アグリコア

平成30年度は、秋の行楽シーズンの観光客の落込みや、レストラン部門において昨年5月より定休日を設けたことによる売上高の減少など、製品売上高を除いて昨年を落ち込む結果となりました。一方で人件費を中心とした事業管理費の圧縮により営業利益では前年比増となりました。

売上高全体で183,570千円、前年比98.9%と減益し、経常利益では、2,356千円、前年比107.4%の増益となり、当期純利益についても1,624千円、前年比106.4%の利益決算となりました。

部門別では、ワイナリー外販部門では製品売上高は78,417千円、前年比104.5%の増収となりました。

要因としては販促営業強化につとめ、高額商品の販売が好調であったものと考えられます。

ワイナリー売店部門では、売店売上高は36,843千円、前年比98.0%の減収となりました。

要因としては昨年に続き観光シーズンにおいて観光バスの売上が低下したことが考えられます。一方、商品リニューアルにより高額商品の販売が好調で単価は増加しました。

レストラン部門では売上高は49,621千円、前年比93.0%の減収となりました。

要因としては毎年恒例のステーキフェア、コンサートイベントは好評でしたが、昨年5月より定休日を設けて営業（働き方改革の一環）を行っており結果売上高が減少しました。

その他部門では売上高は18,688千円、前年比94.7%の減収となりました。

要因としては、集客減に伴うジエラート販売の低調などが考えられます。

1. 役員

J Aみなみ魚沼
役員等の報酬体系

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいひます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金(注2)
対象役員(注1)に対する報酬等	66,900	6,690

(注) 1. 対象役員は、理事27名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員の報酬については、代表理事組合長の諮問機関として組合員代表を中心に構成する「役員報酬審議委員会」において、昨年度の支給実績、事業実績及び経済情勢の変化等を検討して答申された「答申書」を踏まえて定めています。

② 役員退職慰労金

在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規定に基づき、退職慰労金を支給することとし、支給総額の範囲内で、各退任理事への支給額、支給時期、支払方法については、理事については理事会、監事については監事の協議に一任して支給しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

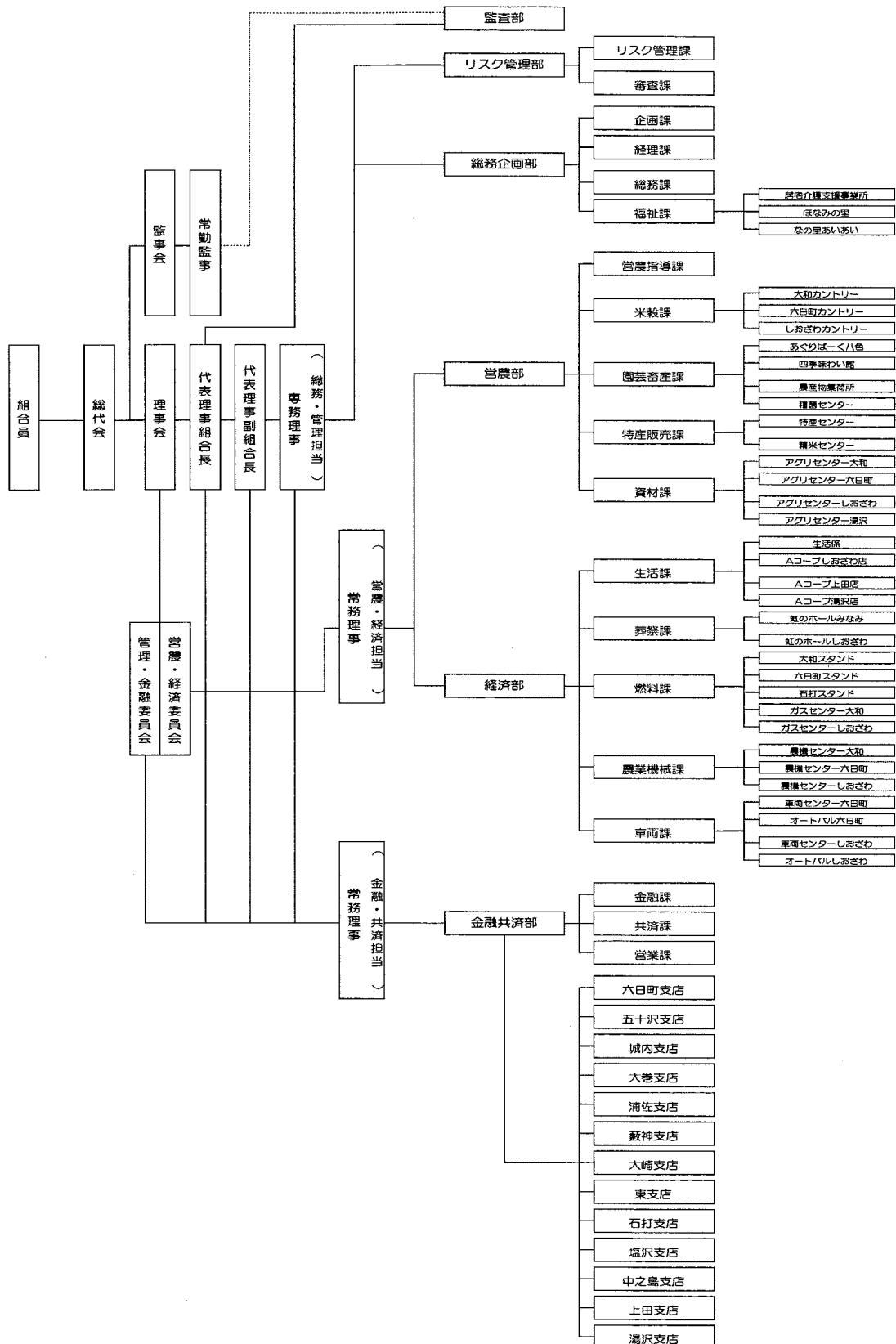
2. 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和元年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
4. 令和元年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

1. 機構図 (平成31年3月現在)

J Aみなみ魚沼
の概要



2. 役員構成 (役員一覧)

役員の氏名及び役職等

(令和2年6月現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	井口 啓一	理 事	山口 清志
副 組 合 長	高橋 武	〃	見留 一成
専 務 理 事	和田 浩信	〃	石田眞喜子
常 務 理 事	小川 良弘	〃	南雲 利巳
〃	米山 博明	〃	青木 信夫
理 事	上村 敬喜	〃	笠原 貴博
〃	上村 隆一	〃	桑原 晃
〃	片桐 真司	〃	中島 修
〃	田村 隆	〃	腰越 晃
〃	羽鳥 正一	〃	加藤 宏志
〃	黒滝みゆき	〃	林 アイ子
〃	小幡 武重	常 勤 監 事	林 洋一
〃	服部 新一	監 事	佐藤 勇
〃	小野塚清一	〃	森下 榮二
〃	南雲 清治	員 外 監 事	小林 豊
〃	笛木 久稔		

3. 組合員数

(単位：人、団体 令和2年2月末現在)

区 分	令和元年度
正組合員	7,848
個人	7,785
法人	63
准組合員	7,678
個人	7,356
法人	322
合 計	15,526

4. 組合員組織の状況

(令和2年2月末現在)

組織名	構成員数
J Aみなみ魚沼青年部	84名
みなみ魚沼労災保険加入組合	594名
J Aみなみ魚沼稲作振興協議会	4組織
J Aみなみ魚沼生産組織連絡協議会	52組織
みなみ魚沼有機米部会	160名
みなみ魚沼農業機械銀行	29名
J Aみなみ魚沼直播研究会	3名
J Aみなみ魚沼女性部みなみ地区	497名
J Aみなみ魚沼女性部塩沢湯沢地区	186名
しおざわ稲作部会	46名
しおざわ種子生産組合	19名
みなみ魚沼園芸振興協議会	12組織
八色西瓜生産組合	101名
八色花卉組合	9名
J Aみなみ魚沼 園芸部会	28名
八色カリフラワー部会	20名
みなみ魚沼きのこ部会	8名
みなみ魚沼青菜部会	10名
みなみ魚沼ワラ工部会	31名
みなみ魚沼地産品開発部会	31名
みなみ魚沼育苗部会	8名
みなみ魚沼養液土耕部会	15名
南魚沼市農産物・特産品直売所出荷協議会	180名
あぐりぱーく八色利用者協議会	288名
みなみ魚沼畜産振興協議会	2組織
みなみ魚沼酪農部会	6名
みなみ魚沼肉牛養豚部会	5名
南魚沼堆肥生産組合	25名
J Aみなみ魚沼 水産部会	7名

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

- ・該当する事項はありません。

6. 地区一覧

- ・新潟県南魚沼市（旧大和町、旧六日町、旧塩沢町）
- ・新潟県南魚沼郡湯沢町

7. 沿革・あゆみ

H31. 3 JA魚沼みなみ・JAしおざわが合併し、JAみなみ魚沼発足

8. 店舗等のご案内

種別	名称	所在地	電話番号	ATM
本店兼店舗	本店・アグリセンター六日町	美佐島1834-1	025-772-3111	1台
総合センター	しおざわ基幹センター	塩沢7-1	025-782-1170	
総合センター	大和営農センター	浦佐5130-1	025-777-3770	1台
支店	六日町支店	六日町137-2	025-772-2341	2台
支店	五十沢支店	宮330	025-774-2311	1台
支店	城内支店	上原117-1	025-775-3131	1台
支店	大巻支店	寺尾264-2	025-776-3171	1台
支店	浦佐支店	浦佐2467	025-777-3181	1台
支店	鞍神支店	一村尾1572-1	025-777-2050	1台
支店	大崎支店	大崎273-1	025-779-2331	1台
支店	東支店	茗荷沢520-2	025-779-3211	1台
支店	石打支店	関59-5	025-783-2411	1台
支店	塩沢支店	塩沢7-1	025-782-1175	1台
支店	中之島支店	中子新田217	025-782-1166	1台
支店兼店舗	上田支店・Aコープ上田店	長崎329	025-782-1157	1台
支店兼店舗	湯沢支店・アグリセンター湯沢	神立1532-1	025-785-5311	1台
ATM設置	北里大学保健衛生専門学院	黒土新田500		1台

種別	名称	所在地	電話番号	ATM
営農センター	アグリセンター大和	浦佐5148	025-777-3180	
農畜産物直売所	四季味わい館	下一日市855	025-783-3983	
農畜産物直売所	あぐりばーく八色	浦佐5147-1	025-788-0253	
精米施設	特産センター	津久野下新田33-3	025-770-0507	
精米施設	しおざわ精米センター	目来田68	025-782-4688	
カントリーエレベーター	六日町カントリー	津久野下新田17	025-770-0278	
カントリーエレベーター	大和カントリー	九日町4021-1	025-777-5058	
カントリーエレベーター	大和第2カントリー	九日町4416-1	025-777-5058	
カントリーエレベーター	しおざわカントリー	大木6727-1	025-782-9702	
餅加工所	餅加工所	津久野下新田11-9		
農産物集出荷所	六日町青果物集出荷場	津久野下新田11-4		
農産物集出荷所	大和青果物集出荷場	浦佐4845		
農産物集出荷所	農産物集荷所	大木6596-9	025-782-2246	
農産物利用所	農産物利用所	神立1532-1		
流通センター	流通センター	浦佐5151		
冷蔵施設	冷蔵施設	浦佐5130-1		
きのこパックセンター	しいたけパックセンター	茗荷沢1473-25		
きのこパックセンター	しいたけ第2パックセンター	茗荷沢1473-25		
菌床センター	しいたけ菌床センター	茗荷沢999-2		
倉庫	下原農業倉庫	下原409-4		
倉庫	浦佐低温倉庫	浦佐4845		
倉庫	大崎農業倉庫	大崎3316-2		
倉庫	六日町自動ラック倉庫	津久野下新田11-4		
倉庫	目来田資材倉庫	目来田131-1		
倉庫	荒町倉庫	塩沢334-9		
倉庫	荒町資材倉庫	塩沢334-9		
倉庫	大木6自動ラック倉庫	大木6272-1		
倉庫	大木6低温倉庫	大木6243		
倉庫	大木6資材倉庫	大木6253		
倉庫	湯沢資材倉庫	神立1532-1		
育苗センター	育苗センター	大木6253		
種菌センター	種菌センター	大木6596-7	025-782-9893	
店舗	Aコープしおざわ店	塩沢3-2	025-782-2766	1台
店舗	Aコープ湯沢店	神立1532-1	025-785-5310	
コインランドリー	コインランドリー	塩沢3-2		
自動車修理工場	車両センターしおざわ	目来田137	025-782-0085	
自動車修理工場	車両センター六日町	美佐島1878	025-772-3990	
車両販売所	オートパル六日町	美佐島1834-1	025-772-8811	

種別	名称	所在地	電話番号	A TM
農機具修理工場	農機センターしおざわ	目来田137	025-782-0036	
農機具修理工場	農機センター六日町	美佐島1859	025-772-3462	
農機具修理工場	農機センター大和	浦佐5130	025-777-2225	
葬祭セレモニーホール	虹のホールみなみ	美佐島1772	025-781-5555	
葬祭セレモニーホール	虹のホールしおざわ	目来田68	025-782-5666	
給油所	石打スタンド	関969-3	025-783-2865	
給油所	六日町スタンド	四十日2819	025-776-2867	
給油所	大和スタンド	浦佐5131-1	025-788-0930	
ディサービスセンター	ほなみの里	上原51	025-780-2122	
ディサービスセンター	なの里あいあい	大崎1860-1	025-779-4800	

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	97
○理事、經營管理委員及び監事の氏名及び役職名	98
○事務所の名称及び所在地	100~102
○特定信用事業代理業者に関する事項	100
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	27~37
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	4~10
○直近の事業年度における主要な業務の状況	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	62
・経常利益又は経常損失	62
・当期剰余金又は当期損失金	62
・出資金及び出資口数	62
・純資産額	62
・総資産額	62
・貯金等残高	62
・貸出金残高	62
・有価証券残高	62
・単体自己資本比率	62
・剩余金の配当の金額	62
・職員数	62
○直近の事業年度における事業の状況	
△主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	62
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	63
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	63
・受取利息及び支払利息の増減	63
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	78
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	78
△貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	64
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	64
△貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	65
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	65

開示項目	ページ
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	65,66
・用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	66
・主要な農業関係の貸出実績	67
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	66
・貯貸率の期末値及び期中平均値	78
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国债、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	70
・有価証券の種類別(国债、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び国外株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	70
・有価証券の種類別の平均残高	69
・貯証率の期末値及び期中平均値	78
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	15~25
○法令遵守の体制	17
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12~14
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	18,19
●組合の直近の事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	38~41 58,59
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	68
・延滞債権に該当する貸出金	68
・3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	68
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	68
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	69
○自己資本の充実の状況	79~92
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	70,71
・金銭の信託	72
・デリバティブ取引	72
・金融等デリバティブ取引	72
・有価証券店頭デリバティブ取引	72
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	69
○貸出金償却の額	69

<連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係>

開示項目	ページ
●組合及びその子会社等の概況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	93
○組合の子会社等に関する事項	93
・名称	
・主たる営業所又は事務所の所在地	
・資本金又は出資金	
・事業の内容	
・設立年月日	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	94

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

●単体における事業年度の開示事項	ページ
○自己資本の構成に関する開示事項	79~81
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	26
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	26
・信用リスクに関する事項	15~17,83~86
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	67,68
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	89
・証券化エクスポージャーに関する事項	89
・オペレーション・リスクに関する事項	16
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	89
・金利リスクに関する事項	91,92
○定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	82,83
・信用リスクに関する事項	83~86
・信用リスク削減手法に関する事項	87,88
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	89
・証券化エクspoージャーに関する事項	89
・出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項	89,90
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの区分ごとの額	91
・金利リスクに関する事項	91,92
●連結における事業年度の開示事項	
○定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	93





ほなみちゃん